

令和4年第4回太子町議会定例会（第499回町議会）会議録（第2日）

令和4年6月2日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中藪清志
9番	堀卓史	10番	首藤佳隆
11番	清原良典	12番	井村淳子
13番	藤澤元之介	14番	中島貞次

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	森文彰	書記	蛭井のり子
書記	清水美紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	杉原勝由
教育長	楢野正樹	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	嶋津一弥	経済建設部長	松谷真利
教育次長	栗岡正則	財政課長	佐々木信人

（開議 午前10時00分）

○議長（中島貞次） 皆さん、おはようございます。

令和4年第4回太子町議会定例会（第499回町議会）におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第4回太子町議会定例会（第499回町議会）を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（中島貞次） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は通告に従い行ってください。一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席をお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快をお願いします。

さらに、時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それでは、10番首藤佳隆、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1番目、学校の欠席届をオンラインで連絡できるように。

小・中学校の保護者から聞く声の中でここ数年増えてきていると感じるのが、「学校から1人1台のパソコンを渡されているのに」とか、「先生方の働き方改革というニュースもあるのに」という前置きで始まって、保護者も先生方も両方が朝の忙しい時間に欠席の電話連絡の受け答えをしている現状をオンラインでできないものかという声であります。

このことを踏まえて、次の質問をします。

(1)町内の小・中学校の欠席の連絡方法は現在どのようになっているのでしょうか。

(2)G I G Aスクール構想で学校のデジタル化が進む中、オンラインを使った欠席連絡を導入してはどうかと考えるが、教育委員会の見解を伺います。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） まず、欠席の連絡方法についてでございます。

小学校におきましては、電話、または連絡帳を用いて報告をいただいております。連絡帳の場合は、兄弟であったり近所の児童を通じて学校に提出するというものでございます。中学校においては、欠席は電話連絡にてお聞きしております。

例えば、オンラインでの欠席報告ができないかということでございます。

現在使われておるメールにつきましては、迷惑メールに振り分けられたり、また多種多様のメールが送られてきますので、これを振り分けるというのがかなり收拾がつかなく困難というふうに聞いてございます。

しかしながら、近隣の市町等を研究しますと保護者のスマートフォンを通じて欠席連絡機能の入ったアプリを使用していると、これによって保護者であったり学校側の利便性が図られるというのがございます。当町においてもこういったアプリの導入を視野に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 現在、小学校では電話とか連絡帳、中学校では電話という形で欠席連絡されるということですが、つい先日も新型コロナに感染した児童が何人か出たクラスが閉鎖になったという報告もありました。そういった場合、今まで欠席の連絡方法——今おっしゃった連絡方法ですけれども——これは各学校単位で決められているのでしょうか、何か教育委員会で町内統一とかそういうのがあるのでしょうか、どちらでしょう。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 校園長で話し合い、町内統一の見解を示しております。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 電話連絡か連絡帳を近所の方とか兄弟とかがというスタイルでやっているというのは昭和の時代そのまま今も引き継がれていると、我々の頃から同じですね。昭和の時

代、古い時代は女性の方々は専業主婦の方が多かったと、今の時代はもう本当に働く女性の方がたくさんいらっしゃるという中で、朝お母さん方は忙しいです、先生方も忙しいということがあるので、全国各地で時代に合った形で連絡をしていこうということをされているということを多くの自治体がされています。

そんな中で、文部科学省のほうから「明日からできるグループウェア活用法」、これはもうこのマニュアルに沿ったら本当にあしたからできます。この中に書いてあるのは、グーグルのワークスペースフォーエデュケーション及びマイクロソフトの365エデュケーションというソフトを使ってやりましょうと。どっちも無料です、お金がかからないと、オプションは当然有料になってきますけれども、そういったことも活用してやっている自治体が本当に多くあります。

それ以外にも、LINEを利用したアプリを使って——先ほどもおっしゃいましたけれどもそういったアプリを使って連絡できるようなことをされているところも非常に多くなっていると。現状学校園のメール配信サービス委託料、年間の予算で今年度が58万1,000円、昨年度53万3,000円ですけれども、メールの配信ということはもう一方通行で連絡が来るということですが、そういったLINEのアプリ等々を使うと50万円——年間今メールで払っている——それに高い安いというのはアプリによって違いますけれどもほぼ同じ額で双方向で連絡を取り合えるというアプリが出ていますので、その辺の研究のほうは今どれぐらい進んでいるのですか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 仰せのとおり緊急メール配信事業を行ってございます。仰せのとおりこれは一方的に配信するものでございますが、アプリを追加導入することで双方向のやり取りができます。金額についても確認しましたところそれほどのプラスにはなりませんので、現在これを導入できないか検討しております。これを導入することによって保護者はメールアドレスを再度登録する必要はございませんので、かなりこれが有効であるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 私が質問するというのに合わせていろいろ研究してくれたのだと思うのですが、お母さん方、朝の忙しい時間に……。連絡するのに何時までって決まっているじゃないですか、そうなるとう働いているお母さん方、通勤の時間と重なって車の中からはなあかんねやというお母さんもいらっしゃるということも聞いていますので、あしたからやってくれというわけではありませんから、半年後、1年後でも構いませんので、できるだけ早急にアプリが導入できるように検討していただきたいと思います。いい答弁をいただいたので、ここまでにしておきます。

続きまして、大項目の2番です。デジタル化でよりきめ細かな住民サービスをという形で、令和4年度の施政方針として町ホームページのリニューアルやSNSを使った情報発信の強化、そして自治体DX推進計画に基づき、効果的・効率的な住民サービスの提供を推進するとあることを踏まえて、次の質問をします。

(1)死亡に伴う手続のワンストップ化の現状について。

家族が亡くなった場合、その遺族は悲しみの中で慣れない手続を行わなければならない、遺族にとって手続そのものの負担だけではなく心の負担にもなっているのが現状だと思われま

そこで、次の質問をいたします。

①当町に提出される死亡届の件数は年間どれくらいあるのでしょうか。

②死亡に伴う手続の書類は何種類あり、その提出窓口は幾つに分かれていますか。

③申請書の記入等々、届出に係る1件当たりの平均対応時間はどれぐらいかかっているのか。

④令和2年5月に内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が公開した「おくやみコーナー設置ガイドライン」に基づき、より効率のよい窓口として改善していくことはないか。

(2)LINE公式アカウントをもっと有効活用することについて。

令和4年5月6日に太子町LINE公式アカウントが始動したことは大いに評価しますが、せっかくの公式アカウントをもっともっと有効に活用するべきと考え、次の質問をいたします。

①始まったばかりでこれから登録者は増えてくるものと考えますが、現在の登録者数は。

②せっかく公式アカウントを開設したのだから、情報の発信だけではなく双方向の機能を使ってもっと有効に活用することが必要だと考えますが、当局の見解を伺います。

(3)窓口で書類を書かなくても手続ができる通称「書かない窓口」を導入する自治体が全国で急激に増えていますが、「書かない窓口」の導入に向けた考え方を伺います。

以上、お願いします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 私のほうからは、(1)についてお答えいたします。

(1)①本庁に提出される死亡届の年間件数でございますけれども、令和3年度で341件でございます。令和2年度には298件、令和元年度では306件という数値でございます。

②死亡に伴う手続の書類と提出窓口の数でございます。

死亡に伴います手続は、亡くなられた方それぞれに必要な手続は違ってまいります。死亡届提出時にお渡ししております太子町での手続一覧、副題としまして「大切な方を亡くされたとき」とつけさせていただいておりますが、その手続一覧では大きく分けて11種類を御案内しております。

また、提出窓口につきましては、平成27年度の庁舎移転に伴いまして各種手続がワンストップで行えるように事務の改善を図っておりまして、御遺族は窓口移動することなく1つの窓口で死亡に係る全てのお手続をしていただくことができるようになっております。

具体的には、御遺族が手続に来庁された時点で町民課から必要な手続を各課に照会をかけ、必要に応じて関係各課の職員が順番に御遺族のおられる窓口に出向く形となっております。

続きまして、③1件当たりに係る平均対応時間でございます。

各種手続に係る時間につきましては、必要な手続の種類にもよりますが、各課に照会する時点で必要書類が準備できるため、ほとんどの場合がおおむね30分から1時間程度で全ての手続が完了しております。手続の内容によっては相談等が伴うこともございまして、そういった場合はもう少しお時間がかかるケースもあるようでございます。

続きまして、④おくやみコーナー設置ガイドラインに基づき窓口の改善をしていくことはないかという御質問でございますけれども、①の御質問でお答えしましたように本町におきましては1年間でお亡くなりになられる方が300人台でございまして、1日にお一人といった状況でございます。現在は予約不要で随時ワンストップでお手続いただけるため、御遺族の都合のよい時間帯にお越しになればよいわけでございます。御葬儀とかそういった親族様のお見送りもある中、喪主様の御家庭におきましては時間的な目安がつきにくいこともあるでしょうし、ある程度お気持ちが落ち着いた段階で町民課窓口へお越しいただければと思っております。

そういったことから、おくやみコーナーにつきましてはガイドラインより取り入れるべきものは特段ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうからは、(2)LINE公式アカウントをもっと有効活用することについて答弁させていただきます。

まず、①現在の登録者数でございますが、昨日6月1日現在で278件となっております。「広報たいし」等における周知や町ホームページのトップページにLINEバナーを開設したほか、次の広報紙の表紙でQRコードを掲載するなど各種啓発を進めているところでございます。

今後も、多くの方に認知いただき町行政情報を取得いただけますよう工夫して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、②双方向の機能を使ってもっと有効に活用することができないかという御質問につきましては、本町では通常のメッセージの配信だけでなく投稿機能を利用し、町公式フェイスブックやインスタグラムとも連携しながらイベントなどの様子も写真等を交えて紹介しております。

また、議員より御指摘いただきました双方向の機能につきましては、チャットボットなどが想定されるかと存じます。現段階では、LINEの運用についてはほかの公式SNSと同様に町独自にメニューなどを構築し、委託等を行わない形で実施しているところであり、相当程度の経費を要する当該機能について直ちに導入するという予定はしておりません。

他方、昨年度末より兵庫県が主体となり県下の市町広域で住民問合せ対応、AIチャットボット導入について検討を進めるワーキンググループに本町も参画しております。共同調達による経費節減や効率的な運用などを目的として現在も会議等を通じて情報共有を図っているところであり、最少の経費で最大の効果を発揮し住民サービスの向上に寄与できるよう、他市町の動向にも注視しながら適時検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、(3)「書かない窓口」導入についての考え方でございますが、「書かない窓口」は氏名や住所、生年月日などの基本情報を職員が聞き取りして申請書等の作成を支援するものであります。これにより、申請書への記入の手間が減るほか、手続時間も短縮され、来庁者の負担が軽減されることが期待されます。住民サービスの最前線となる窓口業務については、来庁者に寄り添った接遇はもちろんのこと、来庁者が目的に応じ分かりやすく、そして正確な手続が行えるよう利便性を考えた窓口であるということが重要となってきます。

当町において「書かない窓口」の導入に当たっては、現在の業務フローを見直し、運転免許証など1つの本人確認で複数の手続へ情報が連携されるように業務改善及びシステムの導入、改修を実施する必要があります。

また、令和7年度末までには自治体の情報システムの標準化・共通化を実施することが必須となっていることから、標準仕様に準拠したシステムに合わせた業務フローへと改革するとともに、今後、マイナンバー制度の浸透に伴い窓口業務の変化も想定されるため、「書かない窓口」も含めて窓口業務の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 まず最初の死亡に伴う手続のワンストップ化は、現状でもしっかりと対応していただいているということが分かりましたのでそんなに突っ込みませんけれども、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室のほうから令和2年5月15日付でガイドラインが示されていると、この中を見ていくということと併せてなぜ今回これを取り上げたかということ、昨年5月30日に赤穂市がおくやみコーナーをつくられて遺族の負担を軽減したよというのが神戸新聞に取り上げられました。つい先日、5月25日、1週間ほど前に同じく神戸新聞に宍粟市がおくやみハンドブックというのを作って配布されたというニュースがまた取り上げられました。

ということは、おくやみコーナー等々がワンストップでできるということになれば新聞が取り

上げるのですから、ニュース性があるわけです。話題性がある、市民の方にはすごい細かいサービスがされているのだなということがアピールできているということになっていますので、太子町は今現在ワンストップが充実、しっかりとできているのですけれども、御存じじゃない方がたくさんいらっしゃると思うのです。逆に知っている方は、手続をされた方は結構楽やったなという感想をお持ちなのだと思いますけれども、これから手続をしないとイケない方々は昔のイメージがありますから、窓口がいっぱいであっち行け、こっち行けというふうにされるのだというイメージが残っているのだと思うのです。

そういったことから、町のほうでも大切な方を亡くされたときの何とか云々という冊子があるのだったらもっと周知していただいて、死亡されたときの手続はワンストップでそんな時間かからずにできますよということを日頃からアピールしていただきたいと思うのですけれども、そういったところはいかがでしょう。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 全国的におくやみコーナーとかが設置されているのですけれども、このガイドラインと共に自治体に対しまして「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ」というものも公開されてございます。このシステムは一応質問形式になっておりまして、約30の質問にお答えすると、それによってその方が必要な手続が抽出されるというデジタルツールでございます。その手続名を抽出するに当たって手続項目が135もございまして、なかなかそのまま使っている自治体は少ないようでございます。

国はできるだけ使ってくださいということでツールのほうを提供いただいておりますけれども、項目が多いためにカスタマイズして運用している自治体もあるようでございますけれども、実際にはカスタマイズ費用をかけるよりも導入せずに窓口でのヒアリングに注力する自治体が多いのが現状のようでございます。本町の形と同様の自治体が多いということでございます。

お悔やみに関しましての一覧をお渡ししている場面が、死亡届が出てきたときに埋火葬許可証と併せて配布している関係上、葬儀関係者の方々が代理で持ってこられるので、埋火葬許可証をお渡しするときに御遺族の方にお渡しくださいということで、なかなか直接お渡しする機会がございませんので、議員が言われましたように周知と共に皆さんによく分かるような方法を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 赤穂市、宍粟市がこうやって新聞に取り上げられたということで、さっきも言いましたけれども話題性がある、ニュース性があるということで取り上げられて市民の方が本当に喜ばれているのだと思いますので、せっかくしっかりとサービスができていますから、知らなかったらサービスにはならないと思うので、安心して手続ができるよということの日頃から周知徹底していただきたいということを加えて、次に移っていきます。

先ほどのLINEの公式アカウントのほうですが6月1日付で278件、すごい少ないなとびっくりしたのですけれども、ほとんどまだ周知されていないのだなということが分かったのですが、うちも嫁さんに聞いてみたら興味ないと言われました。いっぱい情報が入ってくると面倒くさいみたいです。

例えば、分かり切ったような情報が入ってきても見る気がしないということも言っていました。例えば、町長が御自分の考えを述べているようなLINEが来るのだったら別ですけれども、普通の情報が来ても、今SNS——太子町もフェイスブックやインスタグラムとかをやってくれていますけれども、同じ情報がいっぱい入ってくると、複数のSNSを使っている方が多い

ので、住み分けというのが必要だと思いますから、その辺はしっかりとさせていただきたいというふうには思います。

もっと有効に活用することが必要だと考えるがというところの見解では、これからできるだけ費用をかけないように町独自でメニューを考えながらやっていくのだというふうな答弁だったわけですが、あと県のほうで共同でAIチャットボットということをおっしゃいました。

一番最初の質問の中で、学校の欠席届のオンラインの話をしたのですが、学校のオンライン欠席連絡については、いろんなアプリ、LINEアプリがあるのですが、例えばさくら連絡網というアプリがあります。これ非常に使われている学校が多いアプリです。

教育委員会の答弁の中で、今学校、メールの配信に係る経費が年間50万円ほどかかっているのですが、それよりもひよっとしたら安価でできる可能性もあるという答弁があったのですが、そのさくら連絡網というアプリは多くの自治体で使っていますけれども、それは教育関係だけなのです。だからそんなに金額変わらないと思いますが、ほかにもKANAME TOというアプリがあって、このアプリを使うと学校の連絡帳関係以外にも学校と家庭をLINEでつなぐLINEで連絡帳というソリューションがあるほかに、イベントや施設の予約ができる予約ソリューション、妊娠・出産・子育て支援コンテンツであるきずなメール連携、防災メールの内容をLINEでも配信できる防災メール連携、すごい双方向を生かしているツールとして道路や公園の不具合を通報できる通報ソリューションといった機能も、学校の連絡帳だけではなく同時にあるのです。

そういったアプリを使うということで、さっきの学校のメール配信が50万円、年間かかっていると、そのアプリを入れると自治体の規模によっても違うみたいですが月額7万円からできる、だから12倍にしたらどれぐらいになるのですかね、そんなに多額な金額じゃないと思うのです。双方向のことができ、学校だけではなくて町民の方が道路が陥没しているよというのを写メを撮ってぱっと送れるとかそういった機能もついているわけですから、その辺も考えていただけたらすごい有効にLINEを活用することができると思いますが、その辺の研究とかはされているのでしょうか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 現在、たいし安全安心ネットというもので緊急時の情報等の提供をさせていただいたりということしております。令和4年2月末現在でメールを受信できるようにされている方が4,061人、兵庫県のアプリを使われている方が3,816人という形で多くの方が登録していただいている状況であります。

今言われましたKANAME TOというソフトにつきましているいろいろと機能があるということは見させていただいた部分もございますが、そこらの部分と既に実施している分と機能的な部分も比較しながら有効な活用ができるかどうかというところについては、検討のほうをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 学校の配信メールは100%ではないですが100%に近い保護者の方の登録があると思います。長い年月をかけてよくなってきたのだと思いますけれども、それでも100%にはなっていないわけです。

今、たいし安全安心ネットのほうで4,061人とおっしゃいましたけれども、多いのか少ないのかという評価をしたら少ないですよ、まだまだ。町民3万人くらいいて、子供は使いませんから、それでも2万人近い方がスマートフォンなり携帯電話をお持ちなわけですから、そういったところからいくとまだまだ少ないなど。

こういうLINEのアプリを使って学校の欠席連絡とかをされているような自治体のところの実績を見ていくと、LINEのアカウントに登録されている方がぐっと増えているのです。最初、今278件とおっしゃいましたけれども、学校と連携することによって保護者の方に必ず登録していただけると思います。

保護者の方々は今ほとんどの方がLINEをされていると思います、私のところの仕事の関係でも保護者との連絡はもう全部LINEでやっていますから。子供でも今LINEをやっている子供が多いという状況なのでその辺を考えて、せっかく公式アカウントをつくったわけですから有効に活用できることを考えてみるということが必要だと思うのですけれども、もう一度見解をお願いします。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） LINEにつきましては、SNSの中でもユーザー数が多くて多くの方が使われているということも検討の中でさせていただきたいというふうに考えております。その中で、全ての人に同じ情報が行くという形がいいのか、それともその方が本当に欲しい情報が取得できるという形ができるのかどうかということも含めまして、住民にとって必要な情報が届くような形がどのようにすればできるかという今の既存のサービス等を追加しながらいろいろと検討のほうをさせていただきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その辺をしっかりと研究していただいて、時間をかけずにできるだけスピード感を持ってやっていただくということを望みます。

というのが、太子町もフェイスブックとかツイッターをやったらどうですかと私が最初に言うてからフェイスブックを開設されたのが6年後です。去年、おとしだったかな、松浦議員がインスタとかLINEをやったらどうだっておっしゃって、それからでも3年かかっています。もうちょっとスピード感を持って、やるときにはやりましたよというだけじゃなくて、こんな効果でもっと住民サービスがきめ細かいことができるんだよということをアピールしていただくという姿勢が必要だと思うので、その辺はしっかりと検討していただきたいなというふうに思います。もちろん今紹介したアプリ以外にも優れたアプリとかソフトウェアがあると思うので、しっかりと比較検討していただきながらぜひとも導入に向けた検討を求めていきたいなと思います。

3番目ですが、「書かない窓口」を導入する自治体が増えているということは町のほうも把握されているということで、令和7年末までに県がやっていく標準のシステムを見据えながらということを答弁されたわけですけれども、今年度、近くでは加古川市が「書かない窓口」を新設されました。加古川市の場合はシステム構築などの費用が2,466万円の当初予算を組まれています。人口が20万人を超えているところです。

町レベルでシステムを構築していたらどれぐらいかかるのかなと思って調べてみたら、埼玉県の川島町というところが今年度当初予算で「書かない窓口」を導入されました。人口が約2万人ぐらいの町です。主要施策等の概要の中に、書かない、待たない窓口推進事業というのがあって、町民の窓口手続の簡略化を図るため、マイナンバーカードなどを活用して住民票の写しや課税証明書等の交付申請、転出、転入時に申請書を書かずに手続を行うシステムを導入しますと。人口約2万人で予算規模80億円ぐらいの町でしたが、当初予算で組まれているのが423万円のシステムを組まれています。

ということは、太子町で組もうとしたら500万円、600万円ぐらい、人口規模からいったらそういった金額でできるのだろうなというふうには思います。

莫大なお金がかかるわけじゃないので、職員の方の作業の効率化、負担、時間軽減ということ

にも貢献することができるシステムであると思うので、前から一般質問で自治体DX推進計画に基づいてAIを導入していったらどうかデジタルの専門職の方を雇用してはどうかとかいろいろこれまでも提案してきましたけれども、そういったところを含めてよりきめ細かな住民サービスができるということ、町民も喜ぶ、職員の働き方の改革にもつながるという両者のメリットがあると思います、当然デメリットが出てくるかも分かりませんが。そういったところを踏まえて少しでも早く導入できたらなというふうに考えるのですが、もう一度その辺のところの見解をお願いします。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 業務として町民課、税務課では各種の証明書発行から印鑑登録、住民異動等に関する書類について住民からの聞き取りにより職員が申請書の作成を支援する「書かない窓口」について、まずはシステムの改修が必要になるというところを、今の当町においてはNECのパッケージシステムが入っておりますけれども、そのシステムにおいて対応ができるかどうかというところから研究のほうをしていくことになるかなというふうに考えております。

費用的な面についても、人口規模では先ほど他団体での状況も説明していただきましたが、当町でどのくらいかかるかということも視野に入れながら検討のほうをさせていただくというところでございます。

当町にとっても窓口での職員の負担緩和にもなりますし、住民にとっても早急な窓口での処理ができるということから双方にメリットがあることでございますので、その点についても研究のほうをしていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 最後にしますけれども、今日学校の欠席届のオンライン活用とかLINEの公式アカウントをもっと有効に活用したらどうかとか「書かない窓口」でよりきめ細かな住民サービスをしたらどうかというふうな質問をしたわけですが、話をお聞きになっていて太子町高度情報化計画のトップである副町長の考えを最後に聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） この世の中全体がデジタルトランスフォーメーションに移行してきているということと、それから手続の簡素化等を考えていくと社会全体がそういう方向に向いているという認識の下、今後研究を重ね、よりよい方向にしていきたいというふうに思っております。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 期待しています。終わります。

○議長（中島貞次） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時46分）

（再開 午前10時46分）

○議長（中島貞次） 再開します。

次、上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 7番上山隆弘、通告に沿いまして一般質問をさせていただきます。

まず1番のこの質問ですが、こういった質問は本当はしたくない質問でございます。残念ながら、前回は指摘をした部分を何も踏まえないような町部局側の対応については、議会としても委員会をし、全会一致で要望をお願いしたところでございました。その町長より報告のあった『「町政混乱解消に係る要望書」に対する進捗状況の最終報告等について』の町長及び教育長の考えを確認及び質問させていただきます。

まず(1)町長の考えを問います。

①この問題についての考えを確認する。このタイミングで報告があったわけですが、以前も指摘したように前教育長が退任をされた、その人事の問題をどうこう言うことは特別答として必要ではなかったわけですが、いなくなった時点で答えが出ているわけです。それに対して新教育長になってからの話ではない、それに対し、つまり新教育長はその問題には関係がなかったと、その中でこういった報告書が上がってきた、これは一体どういう考えなのかを確認いたします。

②現教育長と何を確認しこういった文書の形になったのか。

③現教育委員とのわだかまりはないのか。これは前教育長との関係の中から教育委員の方々もその部分については、福祉文教常任委員会でもお呼びして話をさせていただく中で、意見書として、提言書として町長には提出もさせていただいております。

④総合教育会議の町長の姿勢について。前回の総合教育会議、私は傍聴をさせていただいております。令和3年12月7日に行われたものであります。そのときの町長の姿勢について、どういった姿勢で取り組んでおられるのかお考えを確認いたします。

⑤住民説明の責任について。

それから、(2)今度は教育長に対してお考えを確認したいと思います。お互い確認した上での報告か、そういった意味では一方的になっているのではないかという懸念を私は持っております。以下の内容について見解を確認いたします。

まずは、①内容についての見解を確認いたします。

②この報告、内容を承諾したのか。

③現教育委員との間でどのような検討があったのか。恐らく先ほども申しましたが新教育長になられた時点ではこの詳細の教育委員会と町長部局との関係については耳にはされど実態として新教育長としては認識、あるいは本当の意味でどうだったのかという部分は知り得ないところがあったと思います。それをどのように解消されたのか説明をいただきたいと思います。

④総合教育会議の教育長の姿勢について。私は、前回の総合教育会議については令和3年12月2日以前、沖汐教育長がされておったときの総合教育会議の内容というのは会議録でしか確認はしておりませんが、相当話のずれが見受けられるところもございました。その中で、初めて総合教育会議に新教育長として対応されたわけでございますが、その姿勢について教育長は教育委員会組織とこの過去をどう踏まえどう捉え、そして新しく教育長としてどこにどのような意見を反映されたのか確認をしたいと思います。

(3)結果解消されていない部分について町長の責任を問う。

(1)の質問については当局より出た議会の要望に対する回答書に関わるものですので、その結果、私が読みますところ、この報告書の中身、報告等についてですが、私が感じる①住民目線とのずれ、それから②職員との共有のなさを感じておるところでございますので、(3)には町長としての責任を確認させていただきたいと思います。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 通告に対しましてお答えをいたします。

まず、①この問題についての考えを確認する。このタイミングで報告があったが、以前も指摘したように前教育長との問題である。新教育長になってからの話ではない。一体どういう考えなのかについてですが、議員のおっしゃるとおり前教育長との問題ではございますが、令和3年8月31日付で前議長より頂戴しました要望書に対し、説明責任を果たすべく昨年11月には両部局の対話による行政運営への取り組みや議会に対しての姿勢として中間報告をさせていただいたとこ

ろでございます。

その際、12月定例会の一般質問の場において、上山議員からの「途中経過としているようだが今後の取り組みについての考えは。」とのお言葉に加え、他の議員からも「今後も要望に対して改善を引き続き行うとのことなのでこれは中間報告として受け止めればよいのか。」との言葉をいただいております、もとより昨年度御迷惑をおかけしました予算編成について協議や精査をこれまで以上に丁寧に実施した上で御議決いただきました結果をお伝えする予定でもあったことから、町民の代表である町議会に対し、年度末のタイミングにおいて文書でこれらの経過などを報告させていただいたものでございます。

私といたしましては、新教育長が就任した後においても課題は課題としまして、これを解決するためにこれまで以上に連携を図っていくという考え、姿勢でおりますので、御理解いただければと存じます。

②現教育長と何を確認したのかについてですが、要望書でも御指摘いただきましたとおり対話やコミュニケーションをこれまで以上に図ることを確認し実践しており、具体的には三役会議の原則毎週の開催や予算編成における密な連携などでございます。

③現教育委員とのわだかまりはないのかについてですが、わだかまりはございません。榎野教育長が就任されて以降、教育委員会において委員の皆様と一丸となって子供たちの方向を向いて仕事をしていくことを共有いただいておりますし、昨年12月に開催した総合教育会議においても意見交換の中で議論された学校司書について、令和4年度に初めて配置させていただき予算案を編成し御議決いただくなど、円滑に連携できているものと考えております。

④総合教育会議の町長の姿勢についてですが、先ほども答弁させていただきましたとおり今年度以降も様々な課題解決に向け円滑にコミュニケーションを図っていききたいという考え、姿勢でございます。

⑤住民説明の責任についてですが、昨年11月及び本年3月に報告させていただきました文書のとおり、町民の代表である町議会に対し頂戴した要望書に対する経過を説明させていただくこととともに、対話や傾聴など実際の態度や行動でお示ししているところでございます。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（榎野正樹） (2)教育長の考えについてという御質問にお答えしていきます。

①について、町長と教育委員会の関係改善についてでございますが、毎週町長、副町長と私で三役会議を開催し、町行政の直面する課題等について共有し意見交換を行っております。今後においても円滑な教育行政の運営に取り組む所存でございます。

②について、要望書の報告内容については目を通させていただきました。当然かなというような内容でございましたので、私から異論を唱えるものではありませんでした。町民の皆さんの期待に応えられますよう、引き続き教育委員会業務全般に力を注いでいきたいと思っております。

③について、教育委員の皆さんとは定例教育委員会の場合等々でおのおのが町の教育について前向きに率直な意見交換を行っております。教育委員から今後においても忌憚のない御意見を賜り、様々な場面において反映させていきたいと考えております。

④について、町長と教育委員会が一堂に会して協議、調整することで、両方が教育施策の方向性を共有して一致して執行に当たるべきものであると思っております。教育委員会が取り組むべき課題をその場で申し上げ、また各教育委員からその都度その都度の御意見も伺い、それに対して町長の考えを拝聴し、目的は安心・安全な学校経営であったり文化、芸術、スポーツ全般の振興であったり、5年先、10年先の太子町教育行政の件であったり様々な件に取り組んでまいりた

い所存でございます。

以上です。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 続きまして、(3)の①住民目線のずれについてについてお答えします。

至らぬ部分もあるかとは存じますが、町民目線で公務を遂行すべく、さきの町議会より頂きました要望書や町民の皆様の意見、教育委員会や現場の意見など様々な声に耳を傾け、町長部局と教育委員会部局が一体となり行政運営を行っているところでございます。しっかりと責任を果たしてまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導、御協力を賜ればと存じます。

②職員との共有のなさについてという問いについてお答えします。

副町長や教育長はもとより町幹部との定例の会議のみならず、適宜の職員との打合せなどにより報告・連絡・相談を密に行っているところではございますが、今後においても職員と同じ方向を向いて公務に邁進できますよう情報の共有に努めてまいります。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 中間報告のときにも言っておったわけですがけれども、前教育長との問題でその問題は教育長を退任されるという状況に至った段階で終わっているのです。そこを聞いているのですが、その後、町長として自らが注意すべき点をこの最終報告書に上げられたということによるのでしょうか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 解決するために努力した現状の報告をさせていただきました。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 違います、解決には至らなかったというのが答えなのです。それをあえて報告をしてくるというのは御自身の連携不足があったということは(1)でもお答えになりましたけれども、自らが今後こうやって気をつけますよと我々に報告したのだということを今言われるのだったら、ああそうだったのかと納得できるのですが。過去のことをごちゃごちゃごちゃごちゃしつく言うつもりはないのです。どういうつもりかが理解できなかったのを確認をさせていただいております。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 最終報告につきましては、先ほど町長が言われましたように、議員からのこれは中間報告であるかということに対して、予算可決後に最終報告をさせていただきますというのは私のほうから答弁させていただいた内容でございますので、予算が成立して問題であった特別教室等のエアコンについてとかそこら辺も含めまして、どういうふうな結論になったということも報告はさせていただきたいということでもさせていただいた次第でございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 いや、副町長、そこを答弁いただくんだったら副町長も話がずれていると思いませんか、そのタイミングというのは。いろいろ御苦労もされているのだと思います。しかしながら問題が終わってしまっていることにこんな報告をされたって何を言っているのかなって多分議員の皆様もあきれていて多分議会運営委員会の中でも議論をみんなもうされなかったのでしょうかけれども、それに予算の中で特別教室の空調設備というのは、過去の反省から内部で協議をして政策として町が自信を持って進められたらそれでいいのです、我々としては。

もう1つ言うならば、教育長が辞める、辞めないも当局で人事のことはそちらでやられているので、我々に対する態度がおかしい状況にあるからそういったことが起こったわけで、もう一度説明をいただけませんか、実際それでよかったのですね、その答弁でいいのですね。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） はい、私としてはお約束をしたというふうな理解で中間報告で、またそのときにも予算編成が終わり、また予算を可決いただいた後に最終報告をさせていただきますというふうなことを申しましたので、私は律儀な思いでこれを出すということになったということでございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それは失礼いたしました、律儀に対応いただいたのですがずれていますよね。だったら前教育長が辞められた時点で、議会からの要望に対しては我々は対応できませんでした、すみませんでしたと言うのが筋だと思いますが、それを後になってそのような形でこれほどに対して誰と協議をしてやったのかというのは普通誰もが感じるんじゃないのですか、違いますか。

副町長、もう答弁いいです。副町長も立場として町長と話をする中で御苦労されていることは恐らく見受けられますので、町長自身が自らの口で答えられないということはそのあたりを理解できていなかったということが、本来の前回の人間関係で起こった問題を理解していないという姿勢が見受けられるということです。そのように解釈をしてしまいます。ただ、この中でもいろいろとヒントがあるし、今後の取り組みについて町長が努力をされようとする姿勢も記されておるんだろうなというふうには思います。

空調設備のことも、教育委員会のことをしっかりと考えて、必要なものは必要であるということと解釈し取り組もうとしたのだなという足跡も頑張っで見れば見れると。でもこの町民目線という言葉を入れましたけれども、町民目線というのはそういう部分じゃないのですか。事が起こっていることに対して内容を得てきっちり話がかみ合っって反応がないと話がかみ合わないと思うのです。

それが総合教育会議だったのですよね。対話、コミュニケーションが足りないというのは自分でもおっしゃっていますけれども、今新しい教育長と一丸となって取り組んでいると言っていますけれども、その総合教育会議、私傍聴させていただきましたけれども、説明は町の考え、あるいは教育委員会が事前に教育委員会を開催して取り組んできたものというのを報告される場面がありましたけれども、その会議においても、会議録がここにありますが、会議録はうまく書いてあるなと思います、それなりに話がつながるように見えますから。ただ出席しておったときに聞いておられますと教育委員の質問にも町長は話がかみ合っていないように感じるのです。何を聞いておられるのかどうなのか、また教育委員会からの声を確認してしっかりと意見を吸収していこうという部分も酌むのであれば、あまりにも町長の話の時間が長過ぎるのです。

教育委員の発言があったのは福本委員と福田委員だけです。ほかの委員は何も言っていないし、新しい委員も入られていました。そういった場面でその委員の思いも確認をするような作業があってもいいのかなと思うのですが。せっかく時間を割いて——確かに徹々たる報酬は頂いているかもしれませんが——思いを持って教育委員を引き受けられている方々に対して、もう少し町長としてはその意見を尊重する姿勢があってもいいのではないかなということを感じたわけです。そのあたりはどうでしょうか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 教育総合会議のときの様子を私も今思い起こしてみますと、上山議員のほうからは、委員を尊重していなくて私がしゃべる時間が長過ぎると今おっしゃったのですけれども、確かに私の説明の時間はさせていただきました。その前段として前もって聞いていたのとは全く別のいうか聞いていなかった——記憶がもしずれていたらごめんなさい、ここに資料がな

いので思い出しながらしゃべりますので——子供を増やすための町長のビジョンを述べてくださいとそのときに言われたと記憶しております。それで、私自身は教育の内容のことにもしあまりにも立ち入った会話をすると以前より教育委員会の独立性とかということも言われていますし、町の施策の中で町として考えている、そして発言してもいい、町の発展をさせることによってその結果、人口が増えていく政策についてなどなどにつきましていろいろとお話をさせていただきました。

その時間は確かに長かったかもしれませんが、私は相手の言われたことに精いっぱい誠実に答えようと思ひまして、相手を尊重して子供が増えるための町の政策について話させていただいておりますので、その辺の上山議員の理解と私の認識は違うので、それは上山議員の見方であると私は思います。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そうですね、町長が発言された後、福田教育委員はこう言っています。「すみません、私の質問の仕方が少し悪かったと思います」と。教育委員も気を遣われるのか自分の言い方が悪かったのかということで、私もそのような姿勢で努めたいと思います。

私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、つまりその配慮というのは町長自身が考えをしっかりと持ちであれば、そこでいかにそういった思いをお持ちで寄ってくださっている方々の考えを吸収しようとする姿勢があるのかどうなのか、問われた内容というのは考えとして自分がどう取り組むかですけれども、具体的なこの人口を増やす政策としましてはと、例えばという具体的なことを出しますけれども、そうではなくてそのもうちょっと根本的はどう考えているのですかと。本当に子供を増やせると思っているのですか。人口を増加させることが現実的に可能だという話だと町長はこの町のトップとして本当にそう思われるのですか。それをしようとしているのは20のお約束で後でも触れますけれども、土地の対応についても触れておられますいろいろと町に関わる施策のヒントを各部長が発言されている内容もあるのです。そういったことが整理されているのかどうなのかというのが、職員との共有のところの部分にも関係するのですけれども、町長と当局の各職員が議論をしている中身というのは町長の頭の中でしっかり押さえられているのかなというのが私は不安です。そのあたりはどうですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まず、自由に意見を言っていただいてもいいと、そしてそれはあくまでも意見であるからそのとおりにならなくても言ってもらったらいいですよという発言が——これは上山議員がではないのですけれども——一方であって、またそして例えばということと言っているのは例えばということで申し上げます。

それで、私自身は本気で人口を増やしたいと思っています。しかし、現実的ないろんな問題もございませぬ。しかし、何とかできないかと本気で思っています。しかし、そのためには解決しなければならぬ様々な問題があります。それで、今上山議員がおっしゃったそのことをいろいろと職員と詰めているのかということになりますと、詰めるためにはいろんな情報、また県との様々な協議、いろんなことがありますからなかなか細かなことまで言いにくい部分があるので、ですから私はいろんなところで発言が詰まってしまう部分があります。

一方では自由に意見を言いなさいと、そしてそれは別にあなたを責めませんよと言ってもらったら、それはこういう考えもあるんやなということだと言われておきながら、それを言うともたそういうことになりますので、なかなかどこまでを言えばいいのか。じゃあ相手様にその会議のときに、いやあなたの意見を言ってください、あなたの意見を言ってくださいと私が言わなければ私が相手の意見を聞こうとしなかったという意味ですか、上山議員がおっしゃっているの

は。あのときは私は司会ではございません。質問をされたことについてお答えをさせていただいております。こう言えばああ言われて、ああ言えばこう言われましても、私としては精いっぱい教育総合会議の席におきまして教育委員から出た意見に真摯に答えさせていただいております。

○議長（中島貞次） その前に、答弁はもう少し短く簡潔にお願いいたします。

上山議員にもお願いします。もうちょっと、何が聞きたいのかもっと明確にお願いします。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 答弁が長いのも町長が一生懸命私の質問に対してお答えをしようとしてくださっていることですので、私も精いっぱい聞きたいと思っておりますので、議長、そのあたりは御容赦いただきたいと思っております。

じゃあ、教育長に確認を再度、その部分に触れたいと思っておりますが、実際、教育長、困りましたよね、この状況というのは。前教育長との問題を引きずりながら新たに教育長を受けられるというのは大変な事情があったと思っておりますが、実際この報告書、令和4年3月31日に出たものに対しては、これは教育委員ともこの内容を見て話し合いを持てる場面というのはあったのかなかったのかいかがですか。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（檜野正樹） その文書を見て教育委員と実際に検討をする場面はありませんでした。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 この文書が出たことは、教育委員は誰も知らないのです。つまり、誠意を持って取り組むと言ったって、その問題を知っているのは前の教育委員じゃないですか、なぜその方々にじゃあちゃんとかこういうふうにしていきますよということを議会よりも当事者に知らせてあげることがなかったのですか。

教育長は分からなかったと思うのです。だから教育長はそういう教育委員に対して知らせる必要があるのじゃないのか、やり方はそれはあったと思っておりますけれども、教育委員が知らないというのはそもそもこれ町長、当局、副町長、どうなのでしょう。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 常日頃より教育長とコミュニケーションを図る中で、また教育長を通じて教育委員の皆様へいろんなコミュニケーションをとられるという情報をいろいろされているところがありますので、間接的ではございますが私どものほうの思いというものが伝わっているというふうに感じております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 じゃあ、今回伝わっていなかったのは教育長の責任だという副町長の答弁が今あったわけですが、教育長、その部分はどうか。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（檜野正樹） 文書の確認はこの文書を見て教育委員と検討したわけではありませんが、文書に書かれている至極まともなこと、まともにきちんと教育委員会を運営していくとか町長との関係をきちっとしていくとかという方針でというか、私はそのつもりで昨年10月からやっておりますので、文書の確認はしていませんが、文書に書いてあるようなことをモットーに進めております。

以上です。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 あまり多くもう言ってもこれは終わった話ですので仕方ありませんけれども、

こういう報告書が出たということは改めてこうして過去の教育長との間の問題というのは結局解決に至らなかったんだと、でも対応として今後の対応をこのように進めるから報告を議会には出していますということは報告をしてやっていただきたいなというふうにも思いますし、今後の教育長の立場としては大変御苦勞もされるでしょうし、その問題点というのは解消というよりはもうどうしようもなかったものとして新たにスタートされていることだと思いますので、今後の教育長の働きにも期待をしたいですし、現場の先生方の声からも話が非常にお上手だと、話に引き入れられるというような声も管理職のほうからもお聞きしておりますし、またホームページで一生懸命いいことを発信もしていただいていますけれども、今後、教育委員も思いを持って努力をされていますのでその辺の思いもうまく酌み取りながら組織としての役割を果たしていただきたいと思いますので、ひとまずはこれで1番の質問は終了させていただきたいと思いますが、最後、町長に一言だけお聞きいたします。

この報告書、最後に議員の皆様にも御迷惑をおかけしましたというような言葉もあるのですが、一体となり課題であったがといろいろ書いてくださっていますけれども、これ本当にそのように思っているものもこういうものは出されているのかどうなのか伝わってこないのです。そのあたりだけ町長のお考えを確認させていただけますか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） このたびのことにつきましては、いろいろと議員の皆様、また町民の皆様にも御迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。今後、今まで以上にコミュニケーションを教育委員会とも取りながら進めていきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 いや、町長謝らなくていいのです。町長、一生懸命されているじゃないですか。ただやり方とか周りに言ってあげるといふか、もしかしたら町長ももう少し周りには職員の声に耳を傾けて共有をしながら進められたらいいのかもしれないけれども、町長の思いが強い部分とこれは譲れないなという部分がすごく気分によっても変わるんじゃないですか、かちんときたら、感情で。上手にそのあたりをトップですからコントロールをしていただいて……。一生懸命されているのだろうと、先ほどの答弁も誠実に答えようとしているのだろうというのは分かるのです、人間ですから。みんなもそうだと思うのです。

ただ、行政対応であつたり公の前に立って仕事をされる立場として、行政の仕事として部長やあるいは副町長——副町長なんかは特に手を挙げられて自分が副町長になる時には町長をしっかりサポートしていくということをこの場所でもお約束されましたね——もう少し気合を入れて答弁いただきたいなと思います。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

町長の考えについて、2期目の任期半ばを迎えるに当たり「20のお約束」を中心に成果と方針を確認したいと思いますのですが、この20のお約束、2期目の選挙前に出されていますが、雰囲気としてこのたびのお約束が、町が今主体的に進めているところと住民から要望がある分をうまくピックアップを20個、町長がもともとそういうふうな思惑を持って選んだのかなと僕は思っていましたけれども、お約束で掲げられている以上、思いを持った施策であるというふうに確認をしたいと思いますので、しっかりと今の取り組みを町長、PRを我々は住民代表ですので住民にさせていただきたいというふうに思います。

まず(1)自身の政治公約から現取り組みの説明、これは具体的に20のお約束ではなくて町に対する自分が発信をした公約に対しての取り組み——20のお約束以外でも結構ですが——そのあたりについて自らの言葉で説明をいただきたいというふうに思います。

まず①町議会議員時代から今日までこの町の行政運営に、今は町長というトップになって務めてくださっておられるわけですが、議会や議員の気持ち、議会や議員のルールというのは町長はよく御理解をいただいているものと思っております。そういった意味から議会との向き合い方も今一生懸命に取り組んでくださっておりますので、そこも含めてそのときの苦労も思い起こしながら今の取り組み姿勢、議会に対する姿勢も含めて少し答弁いただけるのであればありがたいなというふうに思います。

(2)20のお約束について、これ全てに対して目的・進捗・取り組み、どんな思いがあつて——書き方も非常に抽象的な書き方をしているものもありますので、そのあたりの成果と方針、それから課題を見いだしておるのであれば、思えるところ、考えるところ、気づくところを全てお話しいただければありがたいなと思います。

ここからは20のお約束についてですが、1から20までは20のお約束を具体的に記した上で「について」という言葉をつけさせていただいております。ここはもう皆さん、20のお約束として御理解されておると思っていますので、(2)に書いてあるように詳細の確認をさせていただきます。

それから、(3)同じく20のお約束を果たすに当たって見いだす課題の部分に先ほど触れましたけれども、同じことですが個々への対応の考えを詳細に説明を求めます。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

(休憩 午前11時21分)

(再開 午前11時22分)

○議長（中島貞次） 再開します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 先ほど議長より指摘をいただきました、失礼いたしました。(2)の質問に対して通告の部分で発言が抜けておりましたので訂正をいたします。

20のお約束についての詳細の説明を求めるに当たって、①新型コロナ対策の速やかな実施について。

②町制70周年事業（2021年）の実施と聖徳太子1400年プロジェクト推進協議会と協力して聖徳太子没後1400年を祝う取り組み（2022年）文化・芸術活動の発信等について。

③安心・安全のまちづくり（コロナ禍における災害への体制づくり、雨水1.4号幹線の整備、マイ避難カード、防災ハザードマップ、地域防災計画の改定、洪水・土砂災害注意喚起情報）について。

④老朽化した町の多くの建物の長期的改修計画（公共施設管理計画）の作成について。

⑤社会福祉部門と教育部門の施策から子ども子育て施策を整理について。

⑥生きがい満足度の向上（シルバー世代活性化の支援）について。

⑦町内の中小企業発展のため議会が制定した太子町中小企業・小規模企業振興基本条例の具体的施策の協議について。

⑧農業振興地域整備計画の作成（都市計画マスタープランとの整合を図りつつ、家を建てられる方策を検討）について。

⑨健康弱者への支援（地域活動支援センター、看護小規模多機能型居宅介護事業所、病後児保育の体制構築）について。

⑩公共交通施策の在り方の検討について。

⑪特別指定区域の在り方を希望される地域の住民と地域づくりを協議について。

⑫自主財源確保の取り組み（ネーミングライツ・雑誌スポンサー制度導入、使用料等の適正化、ふるさと納税の充実、有料広告）について。

- ⑬学校ICT環境の整備、教職員研修について。
- ⑭町民参加のまちづくりの推進（参画と協働のまちづくり）について。
- ⑮圃場整備の推進（岩見構・広坂・老原）について。
- ⑯低入札価格制度導入の検討について。
- ⑰沖代線の舗装改修などの道路の整備と網干駅周辺（太子エリア）の活性化（米田・沖代・吉福など揖保線沿線の活性化）について。
- ⑱総合公園グラウンド投光照明の設置、防災備蓄倉庫設置について。
- ⑲リニューアルした体育館や総合公園を用いた健康づくりの推進について。
- ⑳ため池整備事業の推進について。

以上です。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 通告の(1)の①町議会議員時代から今日まで何を大切に具体的に何を行ったのかについてお答えします。

私は、町議会議員時代より現在も変わらず町民の皆様の声を真摯に受け止め、太子町を少しでもよくしたい、町の持つ魅力を発信したいという思いから活動を行ってまいりました。2期目の選挙公約として町民の皆様にお示しいたしました「20のお約束」は、町議会議員時代より、また町長に就任した後に町民の皆様や町内部の課題等を丁寧に把握しながら皆様に分かりやすい形で御紹介したものでございます。全てが直ちに実施できるものではございませんが、対話や傾聴の姿勢を持って、焦ることなくおごることなく職員一丸となって“和のまち太子”の実現に向け行政運営に邁進してまいりたいと考えております。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 20のお約束の答弁に関しましては、(2)20のお約束の目的・進捗・取り組みと(3)見い出す課題について一括して答弁のほうをさせていただきます。

なお、私のほうからは20のお約束のうち、①、②、③の一部と⑩、⑫、⑭について答弁させていただきます。

まず、①新型コロナ対策の速やかな実施についてでございますが、新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、対策本部会議にて全庁的に対応策を検討するとともに、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を有効に活用し、感染症対策、経済対策、生活支援等を実施してまいりました。令和4年度におきましても国よりコロナ禍における臨時交付金の交付が予定されており、生活支援に関する事業、事業支援に関する事業等を積極的に実施していきたいと考えております。

次に、②町制70周年事業の実施と聖徳太子没後1400年を祝う取り組みについてでございますが、町制70周年事業については昨年度、コロナ禍の中ではありましたが、町制70周年功績者表彰や町制70周年記念企画展示、NHK公開収録など住民の皆様への参画の下、町全体で70周年をお祝いいたしました。

本年は、聖徳太子没後1400年をお祝いするため、4月に開催いたしました聖徳太子没後1400年記念講演会や6月の歴史楽劇の公演、8月の聖徳太子の講談、9月の雅楽の公演、12月の聖徳太子シンポジウムなどの準備を進めており、聖徳太子1400年プロジェクト推進協議会と協働しながら聖徳太子の和の心を伝えるための文化・芸術事業を町においても推進してまいりたいと考えております。より多くの方々に御参加いただき機運を高めていくかが課題となってまいりますが、情報発信を広く行い、町内外から一人でも多くの方にお越しいただきたいと考えているところでございます。

次に、③安心安全のまちづくりにつきまして、昨年度に町地域防災計画の改定を行い、地震被害想定の見直し、備蓄品の整備を進めております。また、感染症に対応した避難所運営やマイ避難カードの推進につきましても出前講座や防災講演会を通じ広く周知を行っております。

また、地域防災計画の改定に合わせて業務継続計画を策定し、災害時の応急対策業務及び最低限必要な通常業務を決定し、行政サービスを維持しながら最短で平常業務に復することが可能となるよう災害体制の強化を行いました。

⑩公共交通施策の在り方。公共交通施策につきましては、国土交通省近畿運輸局や兵庫県等との意見交換、生活圏域を同じくする姫路市、たつの市との協議を実施してまいりました。

また、令和2年度より太子町まちづくり審議会においても協議、意見交換を実施しております。

本町はコンパクトな町域の中にスーパーマーケットやコンビニエンスストア等が多数所在し買物等の利便性は高い町であり、公共交通を考える上で町域や生活圏域を鑑み、町単独ではなく広域で協議していくことが大切であると考えております。

今後も、姫路市たつの市など近隣市町と協議検討を重ねながら、当町に合った持続可能な公共交通を推進してまいりたいと考えております。

次に、⑫自主財源の確保の取り組みでございます。

まず、ネーミングライツについては文化会館と福地歩道橋には株式会社丸尾建築様から応募があり、町民体育館につきましては募集中となっております。

また、雑誌スポンサー制度につきましては、地域交流館で1冊が株式会社国際旅行様、図書館で3冊がベーカリータムタム様がスポンサーとして申込みをいただいております。

次に、使用料の適正化につきましては、令和2年度に体育館、陸上競技場及びテニスコート、令和3年度に町民グラウンド及び太田公園グラウンドの見直しを行い、受益者負担の観点から今後も適正な使用料となるように見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税制度につきましては、自治体間競争激化のあおりを受け令和3年度は寄附額を落としたものの、昨年度には太子町ふるさと納税返礼品開発等補助金を創設・交付することを呼び水とし、新たに6事業者に返礼品登録事業者として加わっていただきました。

また、令和4年4月から「楽天」を新たなポータルサイトとして導入いたしました。

これからも事業者の皆様と共に地域の魅力ある返礼品の開発、発信に取り組むことにより、ふるさと納税の寄附額の増加につなげていきたいと考えております。

最後に、有料広告につきましては、ホームページや「広報たいし」で随時募集を行っているところでございます。

次に、⑭町民参加のまちづくりの推進についてでございます。

協働のまちづくりを推進するための取り組みとしましては、昨年度においては住民の皆様と職員との合同によるSDGs研修を実施し、持続可能な社会づくりについてお互いに理解を深め、本年度につきましても提案型協働事業を募り、地域課題や社会的課題への取り組みを進めていく予定でございます。

また、聖徳太子没後1400年に当たる本年につきましては、特に聖徳太子プロジェクトを通じた住民参画を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 私のほうから、③、⑦、⑧、⑪、⑮、⑰、⑳についてまとめてお答えをさせていただきます。

まず、③安心・安全のまちづくり、雨水1.4号幹線の整備についてでございます。

令和2年度から水道施設、電気通信設備の仮移転、工損調査を行っておりまして、現在準備作業を行うとともに、工事箇所が通学路に係ることから工事期間中の安全確保について教育委員会や小学校、PTA、自治会と協議を行い、迂回ルートの設定を行いました。現在は、残っている工事に支障となる電柱や架空線の移設工事を進めており、これが完了した後、本体工事に取りかかっていく予定でございます。

続きまして、⑦太子町中小企業・小規模企業振興基本条例の具体的施策の協議についてでございます。

条例制定に伴い、地域経済団体、認定経営革新支援機関、町内事業者や自治会代表の委員で構成する協議会を立ち上げ、令和2年度は2回の協議会を開催し、事業者が町に求める支援策について意見交換を行いました。ここで検討された早期経営改善計画作成費への補助は令和3年度から補助事業の創設に至り、健全経営で事業持続を目指す事業者に補助制度を活用いただいております。

本年度につきましても、2回の協議会の開催の準備を進めております。事業者等からの声を把握し、必要な支援策の検討をしていく予定としております。

続きまして、⑪特別指定制度の在り方を希望される地域の住民と地域づくりの協議についてでございます。

当制度は、市街化調整区域において厳しい建築制限が行われてきたことにより、人口が減少し産業が衰退している地域や開発行為により宅地と農地が混在する等の課題に対応するため、計画的なゾーニングに基づく弾力的な土地利用を行うため設けられた制度です。現状としましては、福地地区において今年度福地まちづくり協議会を設立し、新規居住区域や地域環境を守る区域等を設定し特別指定区域制度を利用したまちづくりを進めてまいります。

広坂地区においても、本町の土地利用計画に位置付けている既存工場の適正化に向けた土地利用の検討を行うため、地元自治会に働きかけを行っております。

いずれの地区においても、地元と町が連携し地域が一丸となって進めていく必要がございます。決して容易なことではありませんが、今後においても当制度を活用し地域活力の維持、再生ができるよう取り組んでまいります。

続きまして、⑮圃場整備の推進についてでございます。

岩見構下地区につきましては、平成29年に事業採択を受け、平成30年度に面整備工事に着手し、令和3年度に完了をしております。今年度は補完工事と確定測量を行い、来年度以降に換地処分、土地改良区の解散を予定しております。

広坂地区については、圃場整備事業への合意形成が調わないため協議を中断しております。

老原地区につきましては、同様に圃場整備事業の実施に向け協議が進んでいる宮本・船代地区と一体で令和3年度には基礎資料となる地形図の作成を行いました。令和4年度は、集団化計画の作成を行います。

今後も調査設計、法定手続を経て県営事業の採択、実施設計、工事着手を目指し、地元を支援してまいります。

続きまして、⑰沖代線の舗装改修など道路の整備と網干駅周辺の活性化についてでございます。

沖代線の舗装改修につきましては、昨年度新しい給食センターの前の道路部分を工事いたしました。引き続き、今年度は沖代の信号の北へ約200メートルと役場東側の交差点から北へ約300メートルの改修工事を予定しております。

網干駅周辺につきましては、県道太子御津線のJR高架事業と網干駅前の区画整理事業に合わせて本町も道路工事を進めてまいります。今年度は、網干線のセブーンイレブン北側の道路約60メートルの区間、また糸井南糸井線、本田冷蔵株式会社の東側について約140メートルの工事を予定しております。

県道太子御津線の開通に合わせて太子エリアを活性化できるよう、用途の見直しや土地利用の方法を検討してまいります。

また、昨年、太子町土地利用基本計画を見直し、揖保線沿線についても産業系施設誘導エリアとして設定し、沿道の土地利用を検討する区域に位置づけをしております。特別指定区域制度や地区計画等を活用した土地利用の検討を引き続き行ってまいります。

続きまして、⑳ため池整備事業の推進についてでございます。

広坂地区の向池について、平成25年度に耐震診断、平成30年度の調査設計を経て令和3年度から耐震化工事に着手しており、令和5年度に完成の予定です。

同じく広坂地区の栗岡池につきましては、令和2年度に耐震診断、令和3年度に調査設計を行い、今年度に県営事業の採択を受ける予定としており、実施設計を経て令和6年度に工事着手する予定でございます。

これにより、震度5の地震発生時に破堤のおそれがあると判明している全てのため池について耐震化整備工事が完了する見込みです。

以上でございます。

○議長（中島貞次） その前に、⑧をお願いできますか。

経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） すみません、続いて⑧農業振興地域整備計画の作成についてでございます。

農業振興地域整備計画は、農業としての利用の確保を図るための土地利用規制の基礎となる計画で、令和2年度に計画の見直しを行っております。社会情勢の変化に対応した農業施策を反映させており、例えば農用地区域の見直しは過去5年間で個別に農用地から除外された農地を地図に反映させています。

太子町都市計画マスタープラン、太子町土地利用基本計画との整合を取り、それぞれの目的に応じた土地利用を実現するよう取り組みの検討を続けております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 財政課長。

○財政課長（佐々木信人） 私からは、④と⑯についてお答えさせていただきます。

まず、④老朽化した町の多くの建物の長期的改修計画（公共施設管理計画）の作成についてお答えします。

現状におきまして公共施設の建物や設備の老朽化が進んでおりますが、部分的な補修による処置が中心となっております。このため、大規模な改修や更新など将来的な施設の在り方としまして平成28年度に公共施設等総合管理計画、令和2年度に個別施設計画を策定いたしました。

また、事業の進捗を踏まえまして、令和3年度に公共施設等総合管理計画の一部を改訂しましたが、引き続き施設ごとの健全度や老朽度などを点検しつつ、これらの計画に反映、事業を実施してまいりたいと考えております。

今後は、人口動態や社会情勢の変化などに伴いまして必要とされる施設の維持や見直しが課題と考えておきまして、柔軟な対応が必要と考えております。

次に、⑯低入札価格制度の導入の検討でございます。

低入札価格調査制度につきましては、低価格でも品質などが確保されることを調査、判断して契約するものでございます。これまで制度の内容や他市町などの実施状況を調査した結果、この価格調査の技術、実施体制の整備や受注者の調査に係る事務的な負担など課題も非常に多く、現状での導入は難しいと考えておりますが、引き続き研究はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 私のほうからは、⑤、⑥、⑨、⑩、この4つについてお答えいたします。

⑤社会福祉部門と教育部門の施策から子ども子育て施策を整理につきましては、令和3年2月において社会福祉部門と教育部門における子育てに関する施策を整理するため、社会福祉課と管理課が協議を行った結果、幼稚園業務は教育委員会に存続させ、社会福祉課内の各業務を整理した上で社会福祉課内で係、室を再編するという結論に至っております。

そして、社会福祉課とさわやか健康課との連携事務を見直しし、令和3年4月に全ての子供とその家庭の相談に対応できる体制を整備するため、社会福祉課内に新たに子育て応援室を設置いたしました。

子ども子育て施策の整理の状況は以上でございます。

続きまして、⑥生きがい満足度の向上（シルバー世代の活性化に支援）につきましてでございます。

シルバー世代の仲間づくり、生きがいづくりの場の1つであります老人クラブにつきましては、解散されるクラブが出ておりますけれども、令和4年度においては27クラブ、2,163の方が活動されております。

本町におきましては、自粛傾向のコロナ禍における活動でも助成ができますように県と連携を図ったり、役員の負担となっております助成金の申請書作成事務などの援助を行うなど、住み慣れた地域に根差した老人クラブ活動を継続していただけるよう支援し、シルバー世代の生きがいづくり、健康づくりを応援しております。

続きまして、⑨健康弱者への支援（地域活動支援センター、看護小規模多機能型居宅介護事業所、病後児保育の体制構築）につきましてお答えいたします。

地域活動支援センターにつきましては、令和3年度に町内に2か所が開設されております。ひきこもりの方の居場所づくりや生活習慣の改善に役立っております。

また、保健師、社会福祉協議会や相談員からの紹介で利用者は増加傾向にありまして、現在35名の方が御利用になられております。

続きまして、看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設でございますけれども、第7期介護保険事業計画に基づきまして、令和2年度に公募、その結果、医療法人社団ほかから会を選定いたしまして、事業所を令和3年10月より開設していただいております。利用者につきましては、原則太子町民に限定されます地域密着型サービスとして利用者の状況に応じて小規模な住宅型の施設への通い、自宅に来てもらう訪問、施設に泊まるといったサービスが柔軟に受けられ、看護（医療）と介護が連携し、住み慣れた地域での生活を継続できますよう自宅での暮らしをサポートする事業所となっております。

それから、病児保育事業につきましては、令和元年11月から令和2年5月にかけて町内6こども園へ実施の打診を行いました。保育士や看護師の確保、また敷地や建物の整備が整わないとの理由で希望する園はございませんでした。

また、町内の8医療機関におきましては、自己負担を生じてまで実施できない、また看護師の

確保が困難、小児科医が対応すべきであるとの理由で希望する医療機関はございませんでした。

その後ですけれども、町内の企業主導型保育園が令和3年4月より病後児保育を開始し、登録者は25名、令和3年度の利用人数は延べで34名という状況でございます。

病児保育のほうは実現しておりませんが、病後児保育ということで実現している状況でございます。

続きまして、⑱でございます、リニューアルした体育館や総合公園を用いた健康づくりの推進につきましてでございます。

総合運動公園におきましては、テニスコートの床面張り替え、グラウンドの夜間照明などが整備されまして、また町民体育館では新しいトレーニングマシンが入るなど町民の健康づくりに寄与できる施設整備ができたと考えております。

事業面といたしましては、総合公園や各所でのウォーキングマップを作成しております。ウォーキングの勧奨と併せましてそのマップ、歩数記録用紙を配布しており、新規の登録者につきましては万歩計も配布しております。

町民体育館におきましては、ラジオ体操講習会で利用する予定もございましたけれども、あいにく新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度までは中止、あるいは規模を縮小することによる会場変更で町民体育館の利用はできませんでした。今後につきましては、感染症の拡大防止の観点から判断し、ラジオ体操講習会などで利用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午前11時53分）

○議長（中島貞次） 再開します。

教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 私のほうからは、⑬と⑭について答弁いたします。

まず⑬学校ICT環境の整備、教職員研修についてでございます。

学校ICT環境の整備につきましては、令和3年度中に町内小・中学校のインターネット回線の増強工事を完了し、高速大容量通信が可能になっております。このことによりまして、GIGAスクール構想により整備いたしました児童・生徒の1人1台端末をストレスなくインターネットに接続することが可能になりまして、各学校において学習支援用のアプリなどを活用した事業が行われております。

また、両中学校へ大型提示装置の整備も完了いたしまして、日々の授業において活用されておるところでございます。

教職員研修についてですけれども、昨年度は大学の先生を講師としてお招きしたのが2回、これによりまして情報教育研修会ができております。また、町内教職員を講師としたスキルアップ研修も2回開催しております。

ICT環境の整備と教職員研修の充実とを両輪で進めたことにより、学校におけるICT環境が着実に進んでおると考えております。

⑯でございます、総合公園グラウンドの投光照明の設置、防災備蓄倉庫設置についてでございます。

まず、総合公園グラウンドの投光照明につきましては、令和3年度において整備完了、本年4月から供用を開始しております。夜間のスポーツの活動の場として多くの町民の皆さんに御活用いただければと考えております。また、災害や有事の際にも使用することが可能でございます。

同公園に設置しております防災備蓄倉庫につきましては、令和2年、3年度におきまして整備完了いたしております。現在、段ボールベッド104個、簡易間仕切312セットを収容しており、また災害発生時には他市町からの避難物資の受入れ、仕分等を行う施設として活用するものでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後1時00分）

○議長（中島貞次） 再開します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 この質問については、町長が自らお約束として上げておられますので町長の口からお聞きしたいところでしたが、具体的にそれだけ、皆さんこれ以前からの取り組みのこともありましたからこれは20のお約束というのは取りあえずじゃあ町長は公約というよりは今町が重点として取り組んでいることがこれですよということが20のお約束の中にまとめられていたことということで、町長、よろしいのでしょうか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 冒頭にお答えしましたように、私自身、自分の思いも議員時代からもありましたし、また役場の中に入って取り組んでいる課題もいろいろ見えているし知っておりますので、そういったことを含めてトータルで言ったということです。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 つまみはこの20のお約束は町民に対してのお約束であり、町長が重要とすべきことが20の中に中心として置かれているということによろしいですね。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） はい、そのとおりですが、ここに書いていないことももちろん大事なことで、あるいは過去からもやっていっていることがありましたので全部が全部書けているわけではありませんが、たくさん書くわけにいかないので重要なことを書いていることは事実です。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 だったらよかったです、予算委員会の際に予算にどのように20のお約束が反映されているのですかという議員の質問に対し、急に言われてもみたいなことを言われたのでその20のお約束が常に頭の中にはなかったようで、その政策と今取り組んでいることの一致というのは説明をいただけるような状況で、1番目の質問にしたように当局との共有がなされているのかということにもつながりますけれども他人事になっていないかなというのが気になっていましたのであえてそれを確認もさせていただきましたし、2期目が始まって半分が終わったわけですけれども細かな部分というのは私が知っていることも含めて各部長からも説明をいただきましたけれども、その説明に対して町長としての今の進捗に対しての思いはどのようなところがございますか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 着実に課題を、その時々いろんな状況がありますが職員が着実にやってくれており着実に進んでいます、そのように認識しております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 着実に進んでおられるということで、じゃあ1つ、この1から20まで全てを確認していたら時間が到底ありませんのでこれは今後また委員会等でも、あるいは違う場面でも確

認をしていきたい場面がありますけれども、例えば②町長は町民の方々に対しても町制70周年事業、聖徳太子没後1400年記念公演の歴史楽劇「和をもって貴しとなす」のアピールを一生懸命されていまして、それが悪いことだということは全然思わないですし、ただ残念だなと思うところと、これ当初から何で企画として上げながらもっと広報をしなかったのかなというのは、総務部長の答弁でもありましたけれども機運を高めていく、一人でも多くの方々というような、町民と一緒にやっていくというようなところは総務部長は発言をされているわけです。

先般の揖龍保健衛生施設事務組合議会においても、たつの市の市議会議員にまで歴史楽劇のビラを1人ずつ、1人ずつ配っていくというような姿勢が見受けられたのは、この太子町議会議員の中の議員も直接町長からビラをもらったりぜひお願いしますというような場面があったのかなかったのか——私にはなかったですけども、何で我々町民の代表に対してそういう姿勢がないのにほかのまちの議員に対してそのような姿勢で取り組んでいるのか残念だったのですけれども、その意図は何でしょう。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 太子町議会につきましては、議長にもお会いしたときに頼みましたが、全員協議会の中で今度言いますということを言われておりました。そして、当初から——何でと言われているんですけども議会の御議決をいただいてから私としては精いっぱいアピールをさせていただいています。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それだったらもう少し早く今度は発言いただけないでしょうか、予算で上がった700万円でしたか、あのときから私の思いはここにあったのです、これがすごくいいのです。この間、老人会の総会のときにも住民の方々的一生懸命アピールして私感動しましたと、いいですよ。確かにいいものだと思います、それを盛り上げていこうとするのであれば、たつの市の議員には一人一人に渡すのに全員協議会の形で通してと今おっしゃいましたけれども、そちらの議員にこそしかるべき形で広報だけしたら済む話じゃないのですか、もし太子町の町民の方々が行きたいと言っていっぱいになってたつの市の方が来られたらどうするのですか、町民の税金を使ってやっているわけですから、そういう部分がこうちぎれちぎれみたいな形で目につくから1400年プロジェクトも一貫性が見受けられないのじゃないのかなと思うのです。

その辺をうまくもう少し一貫性を持った形で、1人だけが朝早くから家に来たとかという話も聞きましたし、1人で動き回って、もっとほかにやることあるのじゃないのかと言っている方もあるぐらいですから、もっと上手に組織のトップなのでから組織を使って、もちろん我々にも説明していただいて、本当にいいものだったら一度歴史楽劇「和をもって貴しとなす」がどんなものでどういう形でよかったと言ったのかを私らにも説明してください、ぜひ、協力しますよ、でないでと恥ずかしいじゃないですか、わざわざ、そんなすかすかな形にもしなるのであれば、現状どれぐらい集まっているのですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 1人だけでというのは、私が自分の会報誌を配っていることをおっしゃっているのであれば、それは私自身が昼間、こういう仕事もありますので時間を見つけながらさせていただいているのでそのことに関して言われることはないと思います。

それから、枚数につきましてはおおよそですけども、まだ途中段階ですがこの時点において恐らく1,700名以上の方が見てくださる状況ではないかと思えます。今後も増えていくものと予想しているし期待しています。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 いや、1人で一生懸命されているという言い方がそうなりましたけれども、1人で訪ねているのか何人で訪ねているのか分かりませんが、いや、一生懸命されるのはそれでいいのです、何もそれを否定するものではないです、町長としてそうして少しでも盛り上げようとする努力、じゃあほかの職員の方々はそうやって歩いていますか、みんなでやっている、みんなで多くの方々を巻き込んでというのが総務部長も言われたところなのですから、具体的に歴史楽劇「和をもって貴しとなす」はいいと思います、いいと思いますけれども、もう一つ町民の方々からの反応もこれは何なんやと、何のミュージカルやと、1400年なんか100年ごとにやっているなら100年に1回しかない企画の中の1つであればもう少し一貫性があってもいいのかなというのはこれは意見ですけれどもお考えいただきたいなと思いますけれども、町長は町長の立場としての動き方というのがあるのじゃないかなということを私は言っているのです。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 私には揚げ足を取っておられるように聞こえます。私は私の会報を配るのを職員に配れなんて言えないじゃないですか、職員と共に回ったところもありますよ、また副町長も言ってくれているところもあるし組織として各課に情報を流して言っていたいております。ですので、私が自分の会報を自分で配ったことまで言われることはないと思います。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 私は個人の広報のことは何も触れてませんが、公私混同じゃないのですかということを行っているのじゃないのです。自分のお金じゃないじゃないですか、あのイベント、1人1,000円を入れるのかもしれないかもしれませんが、そこは皆さんから出していただくお金とは別に税金も使うわけですから1つの大きなイベントとしての対応をすべきであって、それを広報と何ですか、それは一緒に考えておられるということですか、違いますよね、私はそういうことを言っているのじゃないのです。

町として全体としてもっと取り組み方もあって機運を高めるような動きというのができるのじゃないかなと思うのですけれども、じゃあ例えばそれは担当は誰がされているのですか、どこの部が担当ですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まずその前に、広報のあのチラシは各戸に全戸配布されていますのでそれをまず御理解ください、上山議員の家にも入っていると思うのです、議員の皆さんにも、配り物の中にありますからということをお理解ください。

それから、担当課は文化推進課が主たる担当ですけれども、企画政策課と文化推進課が協力しながらやっています。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 町長、ごめんなさい、私の言い方が悪かったのかもしれませんが、広報というのは歴史楽劇「和をもって貴しとなす」としてのチラシの広報のことです、町長自身が個人でお配りしている広報の話ではないのです。

町長もそれだけ力を入れておられる、町を盛り上げていこう、イベントを成功させようという気持ちはよく分かりますのでそれがベストな答えなんだというのだったらそれはされたらいいと思います。ということは教育委員会としてはこの盛り上がりについて現状成功にどのように盛り上げるのか、町としては1400年プロジェクトをして機運を高めていくという取り組み、機運は高まっていますか。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（檜野正樹） チケットの売行きがまだ2,000枚弱ぐらいですか、もっともっと反応が

あってもよいかなとは思っております。

ただ、ミュージカル自体は立派なもので感動的なものだということは聞いております、私が見たわけではありませんけれども、1400年の御遠忌に合わせてこんなにタイムリーな企画はないと思われまますので意義はすごくあるものだと思っておりますので、なるべくもっともっと大勢の方に見ていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 まだ時間は少しはあるわけですからみんなで盛り上げて、我々も努力しますのでその理解を求める動きを町長にはお願いをさせていただけたらありがたいなとかそのように動いていただきたいなというふうに思います。

ちなみに、町長のその広報は私の家には入りません、一回も入ったことはないです、今度から入れるようにしていただけたら私しっかり読ませていただきますけれども——いや、それは質問じゃないので。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 私の広報紙はそれは町の広報ではありませんので、それは上山議員のところに入るか入らないかはそれはここで何ともし。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 質問に戻ってまいります。

それから、例えば子育てのことは私どもの福祉文教常任委員会でもやりましたけれども、生活福祉部門と教育委員会部門といろいろと話もされているようです。教育委員も意見をお持ちのようでしたが、その後、綿密な三役の中で話を進めておられることもあろうかと思いますが、福祉文教常任委員会への対応を見ている限りではしっかりとした協議はまだなされていないところもあると思うのですが、町長としては子育ての政策——これ後々どなたかが質問されてしまったね、だから詳しくはそこでいいのですけれども——町長としては特に教育者出身でもありますので今の就学前の子供たちの環境づくりについては具体にはどのようにお考えかお示しいただけませんか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） その件につきましては、現在教育委員会部局と町長部局と協議中のことでございまして、私自身の個人的な思いというものもございますがいろいろと意見を聞きながら進めている面もございますので、内部で協議をさせていただくということをもまずさせていただいてからのことになると思いますので、今私が私の考えを述べるのは妥当ではないと思うので差し控えさせていただきます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 前々からそのような答弁は何度も耳にはしておりますが、やはり町長としてのお考えというのは答えになるならないとは別にして私はこう考えますよということと言わないと、じゃあみんながみんないろんな人から意見を聞いて何を根拠にして決めるのですか。

それに、教育委員会の中でも出ている意見についても教育委員の方も町長の姿勢が見えないという部分には不安をお持ちの教育委員もいらっしゃいます。総合教育会議の中でもしたことのエアコンの問題を大きく問題として捉えられておられるような報告書も1番の質問の中にもありましたけれども、とある町長が出している広報の新聞には念願のエアコン設置というような言葉まで具体的に書いてあるわけですが、その念願というのは誰の念願なのですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 1つ1つ言葉尻について出ていますが、通告にないことがどんどん広がりつつあるのですが、念願というのは私自身が最初からクーラーを——これを言うともまた蒸し返してまたそこから突っ込んでこられるのかもしれませんが——お金のこともありますので、あのときにいろいろございました、教育委員会からのいろんな要望もそれ以外のことも過去からの中でのいろんなことの中で私自身としてはまたこれも蒸し返しになってしまうのですけれども文化会館とかいろんなことがございますので、何もしたくないと言っているのではなくてトータルの中でのことでした。

念願というのはそれはみんなの念願ですよ、ですけれども一方にはそれはそこまでなくていいとおっしゃった町民もおられました、私の家にまで来られて、ですけれどもそれは多くの方がそのように思っているという意味で書いたのでありまして、言葉尻の1つ1つを言われてそう言われましても議会の皆様方からも御意見を頂戴しましたし、それをつけることがやっとならなくなったという意味で書いているのでございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 先ほどの質問に対しては最後の一言で一番よかったんだと思うのです、みんなの念願をかなえたのですと、町長、そういう姿勢でやっていますでいいのです、何も町長に対して過去のことを蒸し返すようなことを私は聞いているのじゃないのです。

町長の1つ1つの行動、1つ1つの発言にけちをつけているわけじゃないのです、頑張っておられるのやったら協力したいし、これはずっと言っている話なのです。政策的に展開するに当たっても芯がしっかりして説明を町長の口からちゃんと聞ければ安心するのです。でも、町長は判断するに至っては私自身はここで発言しますとねという、どこで発言するのですか、じゃあ、内部で発言しているのですか、町長の考えを示すという場面はどこで説明するのですか、選挙のときに説明するのですか、どこで町長は自分自身がトップとして進めていく答えを発言しているのですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 内部の協議においては発言、内部で例えば副町長と話すとか教育長と話すときなどに話したりしてきたこともございます。しかし、私の思い全てが通るわけでもございませんし、またそのとおりに私はすべきでもないと思っているし、いろんな意見がありますし私の言うことが全部正しいわけでもありません、みんなの意見を聞きながら進めていくべきだと思っております。

ですので、既にそういう発言を内部でもしておりますけれども、しかし私がこのようにすべきだと仮に言ったら、責任者ですのでなかなかいろんな側面がございますのでしづらいと申しているということです。御理解いただければと思います。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 一生懸命お答えいただいたのはよく分かります。分かります、だけれどもそれも示してもらわないと我々も住民の代表としてここに立たせていただく場面において私はこう思うのですよという、我々も町長、議論をする仲間じゃないのかなと思うのです。いつも何か私をいじめるとか、そんないじめようなんか思っていないです、そういう捉え方を、少し考え方を考えていただけませんか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） なかなかこの1つのことに限らずいろいろと協議をしなければならないこと、またたとえ何か私の思いがあったとしても法的なこととかを調べなきゃならないこととかいろいろございますので、そう簡単に言いづらい部分があるということも御理解いただきたいと思

っています。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 じゃあ、少なくとも今回この20のお約束というのは具体化されて選挙のときから前に出されたわけですが、じゃあこの20のお約束を選んだ理由、町長としての考えを示してください。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほどからお話ししていますけれども、町政には実際にはこの20に書いた以外にもやるべきこと、またこれまで取り組んできたこと、私が1期目から言って取り組んできたことなどもあります。ですから、全部をここに書いているわけではありません、重要なことであっても書かずにいるものもあります。

20の、特にですけれども、これだけがじゃないのですけれども重要な施策を、町の課題を振り返っている見ながら選挙のときに書かせていただいたという意味でございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 何を言っているのか分からないのです。町長がどういう考えでこれをピックアップしたかを教えてくださいと言っているのです、協議がどうのこうのなんか聞いていないのです。町長がこれをこういう事情でこういうまちづくりをしようと思うとか何かの理由があつて20を選んだわけでしょう、それを町民に対してお約束としてあえて出されているわけです。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 課題をいろいろ見て大切なものを上げているのです、ですからそういう基準をこういう要素で、またこういう要素でと、考え方が違うかもしれませんがそれを厳密にやっていくとなれば、はい、これに重みづけといいますかこの重要度この重要度、いろんなことを考えてそういうことをやればこういう基準でということをはっきり説明することは可能かもしれません。しかし、それはどういう側面、どういうエレメントを考えるかということになりますので、町政を預かって町長をさせていただいている中で町の様々な課題がこれがございまして、そして私もこれをできる限り早く、時間がかかるものも実際あるのですけれども大事と思うので、大事なものを上げているということです。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 つまりは課題として、このお約束という言葉には自分自身のお約束ということも踏まえて1期を経験した後に町長としてこの課題として解決をしないといけないことに取り組みますよというお約束という意味でのお約束という解釈で間違いないですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） それで結構ですが、私自身も上山議員のおっしゃっている言葉がなかなか正確に理解できない抽象的な部分がありますので、ただ今のはおっしゃった課題、これをぜひすべきだということで書いています。ただ、時間がかかるものがあるのも事実でございます。ですので、何年何月までにとかそう言えない面、あるいは本町だけで解決できない面もある課題がありますので、そういったことを必要なものについては時間をかけながら、また外部の例えば県などの状況、お考えも聞きながらでないと進めれないこともございますので、ただ重要なことだという認識は全くそのとおりでございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 私の発言が抽象的で分かりにくいというのは、大変失礼いたしました。

私が言いたかったことは、お約束という部分の言葉の使い方が町民の方々に対してお約束をして何をかなえていくのかということ、この内容は何々についてという書き方をしているのでそ

れもお約束という意味では明確に方向性を示しているわけではないのです。ですので、どのような思いを持ってそれをしなくちゃいけないのかということをもつ1つ1つ町長の口から私はお聞きしたかったのです。

ただ、この中の一般質問の中で課題として捉えている、町がやらなくちゃいけないことはほかにもあるのだけれどもってそんなことは分かっています、分かっています、町長が大変な立場であることは分かっています。

だけれども、それをあえてそこに一生懸命取り組むのであれば、町民のためによくなる利益を生み出すようなことであれば協力したいですし、もちろんそのために必要な政策的な意見もしっかりとここでも協議をしたいわけです。別にこの議員という立場でもって何も勉強せずに何もぼろぼろとして毎日を過ごしながら言いたいことだけを言っているわけじゃないのです。我々も町のために、あるいは住民のためにそれこそ住民目線で何とかならないかなということでも日頃地域の方々と意見交換をし、時には叱られ、時にはこういうことを解決してもらえませんかということに直面している立場なのです。

だから、町議会議員の経験を持つ町長であれば議会の立場も分かっていたでしょうし町民に向き合う我々の立場を理解してくださるだろうと、だからこそ我々の立場をもうちょっと立ててくれとは言いませんけれども大事にして信頼する関係というのが必要じゃないかなと思うのです。これは議員とだけではなくて職員とも共有、共有という言葉を使っていますけれども、町長の発言は議会のときに他人事のように聞こえるときがあるのです。そうではないのかもしれませんが、職員が一生懸命答えているのに、町長は、じゃあそれは町長はどのようなのですかと言ったら、職員が一生懸命やっているのだったら町長も同じ目線で逆に指示するぐらいでそういう姿勢が見受けられるとそこまで議論ができていなくてそれ以上は聞くのはやめておこうかなと思うけれども、何か雰囲気かざれているなというふうに感じるとどうなのですかと確認せざるを得ないのが我々の立場でもあるということは町長も理解ししていただいていますよね。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 私の例えば表情とかしゃべり方がということをおそらく言われているのではないかなと思うのです、職員が答えたときに私の言い方がとか。でも。それはそういうことを言われなくても一緒にやっているわけですし、それから私も議員から提言型のこういうことをしたらどうかというのは、そしてそれが現実論に沿ったことを聞きたいわけです。現実はいろんなことがあって、予算のこととか制度とかいろいろなことがありますので、その中でこちらも執行しているわけです。そして、職員も調べてくれて、これは結局無理やなとかそういうことも実際あるわけですから、提案をしていただいて、現実的なものを、突拍子もないのと言われてもこちらも困ってしまいますので、そういうことで、だから言われてもそれを全部できるかどうかは確約はできませんけれども、いい案であればいただけたらありがたいと本当に思っております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 一般質問では提言、提案というのはもちろん議員個人としてさせていただくことも当然あっていいと思いますし、質問する以上は分からないところであったり疑問に思うところがあるから質問をさせていただいております。

その中で町長のお考えが見受けられなければ質問がそこで止まってしまいますし、別に町長の発言やその表情を見て私は言葉を変えているわけじゃないです、それは組織的なその対応の状況から、あれ、職員が言っていることと町長が言っていることってちゃんとつながっているのかなって分かりにくいときもあったなという話です。

それから、提言とかは喜んでさせていただきます、福祉文教常任委員会でもそのように取り組

んでおりますのでぜひ御協力いただいて、この太子町から権限を持った委員会が出す提言についても当局として御協力いただけますか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほどから申し上げておりますが——私あまりお上手が言えない人間なのでこの言葉がいいかどうかは知りませんが——出すことに協力して、もし今の言葉がやりますかということまでを含めておっしゃっているのであれば、できることもありますしできないこともあります、言われたことについては内部でいろいろと考えておりますので、ぜひ現実的なことを上げて言っていただきたいと、ですからそういう点においてぜひ一緒にやれる部分についてはさせていただきますと思っています。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 もちろんです、先生、それは何も意味なく委員会を開催するわけもないですし、課題だと思ったことは課題を調査しますし、無理なことも無理だと思いつつもそんな検討ができないような話、あるいは将来的に完全に無理だというような話は我々も分かっています、それは。だから、そんなことを提言するようなことはしませんけれども、議員はみんなそれぞれ考えを持っています、どれか1つの20のお約束の中でも1つの課題を議員の中で本気で協議するとみんな意見が合う部分と合わない部分ってどうしても出るので、それがニーズじゃないですか。

だけれども、その中でも意見が多いほうが採択されてしまう、だけれども本当に大事にしているのはどういう立場の人でどういうことをしていこうとすることを判断の指針において町長が務めておられるのかということをお聞きしたいなというふうに思っています。何を大事にしているのかな、職員も過去には大事にしてくださいねということも言っていましたけれども、人事異動のことはあまり細かく触れることはしたくないですけれども1年間で替えるというのもどうかなと思う側面もありましたし、何を考えになってその行動の判断基準があるのかというのは時々疑問に思ってしまうわけです。

ですので、安心・安全を町民に訴える前に安心・安全な議会運営をしていただきたいですし、もっと自信を持ってしゃべっていただきたいですし、それにこのお約束という言葉の使い方が若干僕は今の町長の答弁を聞くと一般に伝わるイメージはお約束じゃないのだなというのを感じました。

それに、先ほどから言っていた一番最初に質問してきた最初についても律儀に報告をしなくちゃいけないその姿勢というのは認めますし議会に対応してくださっている姿勢としてはありがたいというふうに思います。ただ、それについては我々が言っていることも理解しようとしていただかないと、違う発想で、さっきも何回も言っていますけれども別に表情を見て言っているとか話が食い違っているのです、言いたいことと捉えていただきたいことが、その辺をもう少し柔軟に決めつけなくて解釈いただけないですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まず、議会運営をと言われましたが、議会と当局は相互の中でいろんなことをやっていますので、私の議会運営がという言い方を今されているわけですがけれども、議会も議員個々があられますので議会全体とそれを代表するのは議長です、その議会と当局と相互であるということをお理解いただきたいと思っています。

それから、人事のことまで口を出されているのですが、いろんな事情が、ここで言えること、言えないこと、いろんな事情の中でやっている部分もあることは御理解いただきたいと思えます。

私が一方的に誰にも相談せずに行っているわけでもございません。私は責任者ですからいろんなことをおっしゃるかもしれませんが精いっぱい取り組んでおります。そして、何も意見を聞くつもりがないとかそういう姿勢ではございませんので、あまり抽象的ではなく具体的にこういうこともあるね、こういうことをしたら町民のためになるのではないかというような御提案を、いきなり言われても、はい、丸かバツかと言われたってそれは答えられないのです。

ですから、こういう場以外でもこういう施策があるからと言われたらそれを調べたりいろんなことができますので、私自身はいろんなことを実現したいと思っているのです、理屈というよりも具体的なことが住民生活に関わるものだという考えを持っているので、そういう政治は具体的なものだと思っておりますので、もちろん理想が大事じゃないと言っているのと違います、ですのでぜひともそういう観点から言っていただければありがたいと思います。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 一生懸命お答えになっているのは分かります。今の任期の我々議員の任期になってから町長に対して質問をするときの答弁はさほどその辺が変わっていないのです、つまり姿勢としてそこが一番気になっているところです。聞く耳を持って、その相手が言ったことを理解しようとするか努めないかなのです、なぜ御自身の判断だけの範囲で答えを決めようとするのかなというのが私は疑問なのです。

副町長、どう思いますか。そのあたりは副町長になられて今少し時間が過ぎておられますが、町長をサポートしながら大変おつらい仕事だとは思いますが、うまくそのあたりの共有は図れていると自信を持って言えますか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 毎朝及び夕方についてミーティングを行っております。その中で町長の意見、そして私の意見、また各課からの意見というのを合わせるわけなのですが、それはすぐに一致するというものではございませんが、それぞれ理由がありましてそこら辺についても私も意見を述べさせていただいて、たまにはぶつかることもありますけれどもそれはそれで私の立場として当然のことかなと思うところもありますので、そういう意味で一方的に町長の考えを押しつけられているというところはなく、ここは私は私でやっているという御理解でいただきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） さっきから聞いていますと、私自身が私自身の考えでとおっしゃるのですけれども、では例えば具体的に今副町長が言われました副町長の意見で、聞いてもらったらいいのですけれども、私が自分の考えを引くというか副町長が言ったことに沿ってやっていることもありますし、ですから私が何でも全部自分が思うとおりにやっているわけでは全くございませんので、一方的にそちらが私がどうだこうだと言われているのですけれども、それこそそちらの一方的な見方でこの人はこうだというように言われているように私には聞こえますので、私自身は意見を聞いているつもりですけれども。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そうではないのですけれども、それはいいです。

教育長はどう思いますか、コミュニケーションとして擦れ違いはないですか。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（檜野正樹） お互いいい大人なので、いろんなぶつかりもあるし関係が築きにくいなという部分も当然あります、それは別に町長との関係に限ったことではなくてどの方に対してもそうです。

ただ、私は話をすれば分かってもらえるものと信じておりますし今までそうやってきましたので、今現にそういう関係で来れていますのでそんなに問題とは思っておりません。

以上です。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 まとめに入りますが、以前から言っておることでありますが当然人と人との話合いとか、あるいは考えの違う者同士というのはぶつかることもあってしかりではあります。しかし、組織体系がしっかりした組織の中で、例えば教育委員にしてもほかの審議会にしてもなぜその人たちが存在するのか、あるいは職員の方々の担当の方々がどういう立場で仕事をしておられるのか、そういう中において我々議会という立場はどういう立場で発言をしどういうことを問題にして取り組もうとしておるのか、そういうことをもう少し柔軟に対応いただいて、こちらの立場も確認いただいて、あなたはそう言っているように感じるのですというのは違います、そんなふうには言っていないです、だから町長をそういうふうな目で見えていないし、何でそんな捉え方をするのかというのはいつまでたっても分からないのです。

公のことに対応していくに当たっての発言をしているので、もう少しお互い心を寄せあうというか理解し合って話合いができればありがたいかと、何も言葉に裏を持ってやろうとしていないのです、毎回言っていると思うのですけれども。

だから、この20のお約束についても進捗状況というのを各部長に時間を取っていただいて事細かく私が知っているような——多分議員みんな知っていると思いますけれども——報告をいただきました、その中でも具体的に提言をしようと思ったら委員会でもできますしもっと質問をそこを具体にしたかったらそれだけを取り上げて質問をしています。全体として、町長としてのそれを約束と言っているからそこを発言したんだったら、その姿としてそこに取り組んでいるのだという姿勢を見せる場面があっても町長が町長として存在していくためには必要なことだと思います。

我々が町長に期待する姿というのはそういう部分であって、それが意見が反対であっても賛成であってもそれが1つにまとまることではないはずなのです。ただ、公のためになるのだという答えを見いだしていくために我々の立場もあるわけですので、もう少しお互いしっかりと歩み寄り姿勢を持って、恐らく前教育長との関係においても私たちはそれはちゃんと中身でやってくれたら何も問題なかったのです、それを問題にするようなことになってしまったのは誰が悪いとかということを探しているのではないのです、今教育長がおっしゃったように大人なのですから、まして立場を持っているのですから、その立場を全うするために自分を少し問うてみて対応いただけたら僕はもっとも今より——今が駄目だと言っていないです——もっともよくなることもあるのではないかなと思いますので少し頭に置いていただきながら、副町長も少し時間もたって町長とのやり取り、あるいは副町長という難しい立場をしっかりと責任を持って務めていただきたいですし、今までに誤解があったことがあるのも事実じゃないですか、その要望書に対しても答えているじゃないですか、自分が至らなかつたって、それじゃあ本気で思っていなかったのかって途中でも聞きましたけれども、そういうことを認めた上ですみませんでしたという言葉が発信されるのであれば、もう少し公と一緒にやりましょうよ、そこはということが今回の質問で一番言いたかったところです。

そして、組織としての責任を果たしていく、町民でも期待している人がいるのですから引き続き町長の活躍は願っていますと言いたいことは言いますが、だけれども町長を個人的に嫌いだから言っているのではないのです、職員に対しても確認しても町長の判断がないと発言できないときもあるのです、服部千秋らしさを出していただけることを期待して、私の一般質問を終わらせて

いただきます。

○議長（中島貞次） 以上で上山隆弘議員の一般質問は終わりました。  
暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1 時42分）

（再開 午後 1 時42分）

○議長（中島貞次） 再開します。

次、長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 5 番長谷川正信、通告に従いまして一般質問を行います。  
適正な行政手続、事務執行について。

1、山口県阿武町で新型コロナ関連給付金の支給の際に特定住民の金融機関口座へ誤送金が行われ、公金の回収が困難になっていることが報道された。役場と金融機関との公金のやり取りはフロッピーディスクで行われ、紙ベースでも振込依頼が行われたことで誤送金が発生した。町側は、誤送金が判明した後、懸命に返還要請をしたようだが、公金の全額回収は困難なものとなった。その後、阿武町長が5月24日に町内で記者会見をし、誤送金の約9割に相当する4,299万円を法的に確保したと明らかにした。

事件の発端は町事務のミスとした上で町民に陳謝したようだが、返還されなかった場合、人口規模3,000人弱の町で町財政、町政運営に大きな影響が出ることを避けられない状況に陥っていた。

太子町ではつい数年前、介護保険料誤徴収の例があり、その後、処理に大きな労力と時間を費やしたことは記憶に新しいところである。行政手続に誤りがあるのはならないし、公金の収支の取扱いを含めた行政手続は法令にのっとり正確かつ速やかに進められなければならないところがあります。

そのことから、以下の件について質問する。

(1)当町の公金を扱う事務で、振込処理等で阿武町のような例が起こる可能性はないか。

(2)介護保険料誤徴収の件から本町では考えられた対策により行政手続の誤りはないと思うが、このたびの山口県阿武町の事例により特に指示・通知等は行ったか。

(3)条例公布の手続について、令和4年3月定例会で議決した条例7件のうち、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については5月25日の時点では町ホームページに掲載されていなかったが、私が一般質問を提出した翌日の5月26日に掲載された、何か理由があるのかお尋ねします。

以上です。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、1点目の当町の公金を扱う事務で、振込処理等で阿武町のような例が起こる可能性はないかにつきまして、まず本町の支払い処理に関しましては支払い根拠となる請求書等に基づき各担当部署が支出調書を作成し、当該調書の回付により決裁されたものについて会計課で審査し支払いの決定を行います。

支払い日ごとに支払いが決定した支出調書の合計額を積算し、公会計システムで処理した支払い額と照合するとともに、指定金融機関等へ依頼する支払い方法別においても積算してチェックをしております。基本的には支出調書の合計額が当日の支払い額となりますので、この金額が支払い方法別の合計と一致することを確認した上で小切手を振り出すことにより、支払い処理を行っております。

本町におきましては、支出調書の合計額、指定金融機関等への支払い方法別合計額、小切手の

総額を複数の職員で確認した上で支払い依頼を行っており、支出調書の合計額を上回る支払い処理をする可能性は考えられません。

他団体の事例を他山の石とし、今後とも人為的なミスを起こさないよう公金をより慎重に取り扱うとともに、職員間の連携強化に努めたいと考えております。

次に、2点目、このたびの山口県阿武町の事例により、当町のほうが特に指示・通知を行ったかという御質問につきまして、山口県阿武町の報道を受け、その後に事務処理等について特別に指示は行っておりませんが、従前から年2回、6月と12月に町民の信頼確保と厳正な服務規律の保持等について職員に通知を行い、事務の適正な処理をはじめ町民からの信頼の確保、服務規律の保持、執務姿勢、ハラスメントの防止等の徹底を図り、町民から信頼される町政の実現に取り組んでいるところです。

なお、今後においても、公務員は全体の奉仕者として住民本位の行政の推進に全力を尽くさなければならないという原点に立ち返り、適正な事務執行に努めるとともに、服務規律を確保することを徹底し職務に係る倫理の保持に一層努めたいと考えております。

次に、3点目、令和4年3月定例議会で議決した条例7件のうち、太子町国民健康保険税条例の一部改正はホームページに掲載されていないことがなぜかという問いにつきまして、条例の公布手続きにつきましては地方自治法第16条の規定により条例の議決結果を受けた場合には20日以内に公布する必要がある、公布の方法としては太子町公告式条例第2条の規定により役場の掲示場へ公印を押印した紙面を掲示することにより正式な公布手続きが完了となります。

このたびの太子町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、改正される条例の一部の施行日が地方税法施行令の一部を改正する政令の施行日となっており、同政令の公布日に合わせて条例を公布する必要があったため、ほかの条例の公布日、令和4年3月28日と異なる令和4年3月31日となっております。

ホームページへの掲載につきましては法的な手続によるものではないものの、町民の皆様幅広く情報提供する目的で行っており、今後はタイムリーな情報提供を行うため、可能な限り更新の頻度を増やすなどの改善に努めていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 今、説明を受けました。(1)、(2)につきましては共通する点があるかと思いますので、その辺は併せて質問する場合がありますので、よろしくお願いいたします。

(1)につきましてはもうないということを明言されていますので、それを信じておりますので一層にそういったことがないように努力をしてください。

(2)につきましては、服務規程等で6月と12月にやっているということなのですが、これ実際に指示・通知がなくても問題意識として町幹部としての協議はなかったのですか。

といいますのは、週1回、三役会議をやられていますね、それからあとその下に部長会議、また課長会議というのを今太子町でやられていると思うのですが、そういうところで幹部の皆さんがこういったことがあったよ、気をつけようとかということの会話とかそういう共通意識というものがなかったのですか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、町長のほうから月1回の庁議のときに山口県阿武町のような事例が太子町において起こり得るかどうかなというようなことがありまして、その中で太子町としてはこういうことについてのチェックはきちっとできているところから町としては起こり得ないだろうというふうな話がありました。

ただ、その中で太子町としてもこういうことを含めて気をつけましょうねということで庁議の

中で町長の御挨拶の中でそういうことがあったことはあります。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 庁議の中で町長からそういう話があれば、そういうことを今オンラインでつながっているのですからそういう各個人のパソコンのほうに送ったりそういう通達とかそういうところは考えていなかったということやね。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 庁議が終わりましたら、その中で議事録を各掲示板のほうに上げさせていただきますので、その中で各課のほうで確認をしていただいてまたその指示等が出るところでございます。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 了解しました。対岸の火事にならないように本当に真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次、3番のほうに行きます。

今、総務部長のほうからいろいろと説明がありましたが、詳細に聞いていきますのでよろしくお願いいたします。

5月臨時会で専決された太子町税条例の一部改正の公布のほうはどうなのか、3月31日に専決されております、これは。行政ギャラリーの公布冊子の公表は5月31日でした、また町ホームページの掲載は5月26日でした、何かこれ理由があるのですか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 太子町税条例の一部改正の専決処分をさせていただいた部分につきましては、3月31日で専決のほうをさせていただいております。本来、先ほど言いました条例が可決した場合には20日以内に公布手続を取ることになりますけれども、今回のやつは専決の部分につきましてはもともと専決するのは緊急的な状態になったときに町が専決ができるという形になりますので公布手続につきましても速やかに公布手続のほうを取ることとなっておりますので、31日をもって公布手続を取らせていただくということになります。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 事情はよく分かりました。

ところで、町公告式条例第2条第2項によると、条例公布は町役場前に掲示してこれを行うと明示され、町掲示場の掲示のみが有効な手段である。私は、5月16日、18日、両日とも確認しましたが——複数人で確認しました——3月議会で議決された7条例と3月31日付で専決された太子町税条例の一部改正が町掲示板での公布の掲示がされていなかった。実は、3月分、4月分の公布の文書が掲示されておりましたが、翌19日に全ての掲示物が処分されていたので現物を確認するのは不可能であります。18日に複数人で確認したので、3月議会で議決した7件の条例も掲示されていなかったのは紛れもない事実です。

既に議決後の議長送付——これは3月25日に送付されておりました——から先ほど言われました20日が経過しており、事実町ホームページには3月議会で議決された6件の条例を公表していることから20日以内に公布しない特段の事情も考えられません。3月31日付で専決された太子町税条例の一部改正は即公布しなければならないと考えます。

私、この確認した日から時系列でずっと時間もチェックしております、そしてスマートフォンで写真も撮っております。今のスマートフォンというのは詳細のところは何年何月何日、時間8時11分まで出てきます、その時系列で書いたのを私今太子町国民健康保険税条例と太子町税条例について説明します。

太子町国民健康保険税条例の一部改正についての掲示はありません、これ掲示板の掲示はありません。行政ギャラリーには5月18日水曜日の時点ではつづってありました。ホームページには5月26日に掲載を確認しております。

太子町税条例の一部改正については掲示板の掲示はありませんでした。行政ギャラリーは5月31日火曜日につづってありました。ホームページには5月26日木曜日に掲載されておりました。

3月議会で議決された7件の条例と専決した条例、計8条例は条例改正等は無効になったと思われませんが、町政にどのような影響があるのかお尋ねします。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、掲示場につきまして、先ほど言われた6条例につきましては3月28日の時点で掲示のほうがされております。太子町税条例の一部改正等につきましては3月31日に掲載されております。町の運用上の掲示場のマニュアルによりますと、数が多くなってくるとあそこの場所がいっぱいになりますので、会議が終了した告示、掲示後1カ月を経過した告示については気づいた者が適時取り外し処分することというマニュアルの形で運用しております。

ですから、先ほど言われた確認された時点では既に取り外された状態であったというふうに考えます。

それと、行政ギャラリーのほうで閲覧用のフォルダーのほうが置かれております、それは住民の方が自由に見ていただくというようなものでございますが、それにつきましても今回の一般質問をいただいたときに私と総務課長のほうが確認をさせていただきました。ただ、太子町税条例の一部改正につきましてはとじ方が間違っていたとか間に告示の文書が入っていて間が飛んでいたというような状況がございましたが、書類はフォルダーの中にはきっちり入っていたということを確認しております。

また、処理をするたびに職員のほうもチェックリストを作成しております。そのチェックリストの中を確認しますと、きっちりと掲示場または各閲覧場の部分についての掲示はきっちりとチェックが入っております。ただ、ホームページにつきましてはこのたび抜かっていたというところで、一般質問をいただいたときにすぐに上げさせていただいたという状況でございます。今回、抜かっていたことについては大変申し訳ございませんでした。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 言われることは私理解しております。ただ、これ1カ月とかでそういう職員が外しているということなのですけれども、私何回も確認しました、条例、公布、それから条例の告示、規則の告示というような形で順番に並んでいました。ほんで、考えられるのは、そういう3月議会で条例で議決されたものが全部外されておれば私何も気にしません、その中の1枚だけはまだ真ん中に残っているような状態でした。普通、外すのであれば全てチェックをせずと外すのじゃないのですか。

私の常識で考えて、あそこの条例の貼る場所は3枚で、そこから上から順番にずっと貼られていますよね、知っていますよね、もちろん。今、1カ月たったら全部外すというのやけれども、ほんなら外すというのはどの部署が外すのですか、各課が外すのですか、総務課がまとめて外すのちやうのですか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まずは、掲示場の掲示場所にきっちりと余白がなくなるということになってほかの課が貼れないようになったらその課が外すことはありますけれども、定期的に総務課のほうでその状況を見て外す場合もございます。中には1カ月を過ぎて掲示されている部分

もありますが、極力住民の方が見やすい形で掲示をさせていただくようにということで定期的に総務課のほうでも確認はさせていただいているところでございます。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 ただいま部長のほうからチェックリストをしてチェックしているというのだけれども、そのチェックリストはどういったものなのですか。議長から送付されてこれが来ますよね、町長宛てで、それは一旦町長のところへ行ってそこから下りてくるの、それとも総務課とかへ行って町長へ上がるのですか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 議会から可決した結果が町に来ますが、それは総務課が文書として頂きます、それを町長に上げさせていただくという形になります。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 そのときにチェックリストをしっかりとやっている。しっかりとやっている。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） すみません、町長のほうにはその結果というのはもう町長は既に御存じなので総務課で保存をさせていただいているという状況です。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 そのときの今のチェックリスト、掲示板と行政ギャラリーとホームページというような形で言われましたけれども、それは同じ書面の中にこういう3つの欄があってそこでチェックをされているのですか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 条例ごとにチェックリストの項目がございまして、項目としては条例に閲覧施設のチェック箇所、それと掲示場のチェック箇所、行政ギャラリーのチェック箇所、ホームページのチェック箇所という形で4つのチェック箇所がございまして。それについてそれ以外、ホームページ以外につきましては全てがチェックが入っておりますので、その分については処理は完全に終わっているという状況でございます。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 ホームページはこれ印刷したらその日とその状態が全部分かってくる、だからこれ5月16日に印刷して私チェックしました、ほんならここでも完全に議案第13号が抜けているのやね。ほんで、31日になればこれ全然抜けていた場所の上に条例がプラスされています。これ、チェックリストをちゃんと確認しておったらこんな一目瞭然でこんなミスも起きへんやろうと思う。

ほんなら、これチェックリストをして誰が最終的にチェックした、その行政ギャラリーに行って確認する、ホームページを見て確認する、掲示板のところへ行って確認する、されています。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） ホームページにつきましてはチェックのほうが入っておりませんでしたのでその部分については抜かっているということで、本来その部分についてもチェックが入っておかなければいけなかったところで今事務的には残っていたというところで実質的にホームページには掲載されていなかったというところでございます。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 私が今聞いているのは、チェックしたのを再チェックする人はおっつんやね。貼ってこいよと言われて貼ってきました、それをチェックする人はおっつんですか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 本来、貼りに行く者につきましてはその人間がチェックのほうをしております。ですので、その貼ったものをまたほかの者がチェックするというようなことはしておりません。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 していないということは、これ抜けている可能性もなきにしもあらずやな。

一応私も複数人で確認しました、日が遅かったかもしれない、でもそういうことに気がついて、あれ、おかしいなと思ったからこういう形で一般質問をさせてもらっています。正解であれば何も問題ではないのです、でもおかしいなと思ったから、それでこの公布するに当たって必ず町長の公印をもらいますよね、そしたら太子町の公印規程というのがあって、公印規程の第8条には公印の使用というのがあります、ここには公印を使用するときは決裁済の原議書を添え、公印管理課の長に提示し、審査を受けてオーケーであれば、その第8条第3項の承認を得た者は、公印使用簿に所要事項を記載した上で公印をするものとなっていますよね。だから、この公印使用簿を見れば公布の印鑑が押されてやっているというのは分かると思います。

私も見てクエスチョンと思いましたので、これ開示請求すれば見れますよね、私開示請求させてください、私自身、それをチェックして本当にできているのであれば何も問題はない、疑いがあったからこそ私はこういう場所で一般質問をさせていただきました。

予定外のことが起こりましたので3番の種類があれだったのですが、これは本当に正常であれば私はもう何も言いません。ただし、これにおかしい点がありましたら、岩手県の大槌町という町で公印の公布の掲示がなかったと、それで大槌町が1年半ほったらかしで公布をしていない事例がありました。そのとき町長は全町民に向け謝罪を行っております。その文を読んで終わらせていただきます。

この度重なる不祥事を受けて組織全体の襟を正せるときということで、広報おおつち5月号、令和4年5月大槌町長名で書かれています、いいところを抜粋させていただきます。

「町民の皆様は安心・安全、あしたへの希望を持っていただくことが私の責務であると考えます。組織内の事務事業に対するチェックの甘さ、職員の管理、指導する体制の貧弱さ等が招いた今回の事態を受け、行政運営は厳しい現状、危機的状況にあると強く感じております。このような状況において、計画的な職員の育成や重層的な組織体制への改革の必要性などを喫緊の課題と認識し、鋭意努力が必要である」というような形で謝罪しております。

正確であることを本当に私も期待しまして確認をさせていただきますので、お互いにそういったミスがないようにやっていきたいと思っております。

これで一般質問を終わります。

○議長（中島貞次） 以上で長谷川正信議員の一般質問は終わりました。

新型コロナウイルス感染症予防として暫時休憩します。

（休憩 午後2時18分）

（再開 午後2時24分）

○議長（中島貞次） 再開します。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 12番公明党井村淳子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は2つの大項目について質問をいたしますので、何とぞよろしく願いいたします。

まず1つ目、難聴高齢者への補聴器購入費用に助成をでございます。

全国で難聴を自覚する人は2,000万人以上で、70歳以上の半数が難聴になり、難聴と認知症は関連性があると言われております。加齢に伴い耳が聞こえにくくなると会話すること自体おっくうに感じるようになってしまいます、会話は重要な認知症の予防策です。

加齢による難聴高齢者が補聴器を積極的に装着し、耳からの情報を補聴器で補うことでコミュニケーションの問題を軽減し社会との関わりを促進することにより高齢者の生活の質が改善されます。難聴を放置していると認知機能の低下に関与することも分かってまいりました。

認知症予防の観点からも、近年高齢者への補聴器購入費用の助成が多く各市町で実施されております。太子町でも補聴器購入費用の助成を検討されてはいかがでしょうか、当局の見解を伺います。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 補聴器購入費用の助成につきましては、難聴傾向にある一般高齢者ということでは助成していないのが現状でございます。一方、一定の聴力の基準を満たす身体障害者手帳をお持ちの方については補装具費として支給しております。

加齢に伴う聴力の低下は、社会参加の意欲を減退させ、認知機能の低下やフレイル状態につながると言われていたことも事実でございます。そういったことを踏まえまして、これは兵庫県の事例でございますけれども今年度より一定の条件の下での助成事業が始まっております。その条件でございますけれども、補聴器を使用する前、それから補聴器を使用した後、この両方の時点を捉えまして社会の参加活動の変化、どのように御自身の行動が変わったのかというアンケート調査に協力するという条件の下で身体障害者手帳をお持ちでない高齢者を対象に2万円の上限の下に補聴器の購入費用を助成する事業が始まっております。

本町におきましては、補聴器の費用助成が認知症やフレイル予防につながる社会参加活動にどの程度資するものであるかという今回の県の調査結果や、既に県内で実施している市町4つを把握しておりますけれどもその市町の状況を精査して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 先ほど難聴の関係で兵庫県で行われている事業の話がございました。この難聴の高齢者補聴器活用調査事業と言われますけれども、兵庫県の県議会の公明党会派では補聴器購入費用の助成について難聴高齢者の認知症予防の対策の観点から当初予算に申し入れるよう最重点事項、要望事項として齋藤知事に検討を求めてきたところ、このたびの令和4年度の当初予算に高齢者補聴器活用調査事業が計上されたところでございます。

現在、対象者は400名を募集しております。その市町が補聴器購入の助成を既に実施してありましたら補助制度の併用です、県と、それからやっているところについては併用が可能であると、例えば兵庫県が2万円で稲美町などは3万円していますので5万円の助成が受けられるという本当に住民にとっては大変ありがたい制度が今始まったところです。

ただし、これは調査結果、先ほど部長が言われましたけれども400人を対象にアンケート調査もし、そしてその中でちゃんと効果があるのかどうかについて調査結果を出すと、そういうものでございます。

町のホームページにも新着情報として4月21日に上がりましたけれども、ちょうど兵庫県のこの事業が募集期間として4月21日から6月10日までが募集期間でありますので、新着情報として1日か2日上がっております。この件について、住民の方からは問合せ等はございましたか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 問合せがあったということは聞いておりません。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ホームページの新着情報はずっと出ておりませんので、見逃したらもうどんどんどんどん後ろに行ってしまうのでなかなかそこを捉えて問合せがなかったのかなと思っておりますが、しっかりと太子町はそういう補助制度をやっていないものですから、せめて兵庫県のこの助成制度だけでも対象者となれるようにもう少し大きな広報をしていただきたかったなと残念に思います。

当然、太子町のホームページにも広報にも県としてこういうことを6月10日までやっていますよという広報がなかったというのは、後で知った住民の方からももう日にちがございませんで大変残念がっておられました。

それと、先ほど県内の市町を4つ把握しているとおっしゃいましたが、私のほうでは明石市と相生市と稲美町、県も入れて4ということでそれでよろしいか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） あと1団体、養父市がされているようでございます。補助額は稲美町と同じ3万円、補助予定数60名で事業を開始されているようでございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ここに今養父市が上がってくるということで、それはネットのほうでも調べられなかったのですけれども、明石市が65歳以上の聴覚障害による身体障害者の手帳は持っていない方、それからちゃんと耳鼻科の診察を受けて補聴器の必要性を認める証明を受けた方に2万円、稲美町は明石市と同じですけれども3万円、相生市は助成額2万円ということでそれぞれやられていて先見の明があるなど、兵庫県のそういう制度に合致するように住民の皆さんにメリットがあるように対応されてきたことはすごく羨ましいなと思った次第です。

補聴器は本当に精密な医療機器であります。実は私ももう既に補聴器を着けております、加齢性の難聴ということで年々高音とか低音が聞こえなくなっただけでまいりました、今もこのようにイヤホンを着けさせていただいて皆さんの声はちゃんと聞こえるわけですけれども、一般的に片耳で3万円から20万円、補聴器はかかります。両耳だとその倍の費用がかかりますので、年金生活での購入は大変大きな負担となってまいります、決して安くはない買物です。

補聴器を購入するに当たって、私もほかの住民からこの4月以降、そういうところが増えてきましたので太子町もそういう補助金や助成金はないのですかということ聞かれるのですけれども、現状はないということですのでこのように質問をさせていただいております。

聴力が悪くなると社会生活に困難があると、これは自分自身でも大変実感をしているところです。身体障害者手帳による補装具の支給制度はございますがそこまではいかないと、しかしながら聞こえないことでいろいろな会合とかサークルとかそういうところに行きにくくなるのです、相手の声が聞こえないから、何か話を振られたりその輪に入っても聞こえないことがあるのでどうしても行きたくても聞こえへんからいいかげんな返事もできへんしやめとこうかなというそういうことも私も実感をしてきましたし、ほかのそういう加齢性の難聴の方に聞いても同じ思いで、今まで活動的だった人が家に籠もり切りになるようなそういうふうな話も聞いております。

ですので、今回4市町がされているということで、先ほども部長が言われましたようにこの補聴器の購入においては高齢者の聴力低下へ早期に対応し、認知症やフレイルの進行を緩やかにする、その生活を維持し社会交流を図りながら住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるということを目的としてこういうふうな助成制度が皆さんが考えられてできてきているわけです。

4市町におきましてそれぞれの内容を私自身も調べてまいりましたけれども、全て近年のこう

いう認知症になる可能性が高いということから補助制度を決めたということですので、今後そういうような方面で再度御検討いただきたいと思いますが、調査結果が出てからということをおっしゃいましたのでそういうことを期待していいののか、結果次第と言われればそうですけれども、今後もっともっと助成される市町が増えてくるのではないかなど。

ほんで、関東のほうも調べられましたか。助成制度のある市町、どれぐらいあるのか、全国的に、関東と言わず全国的にということ。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 県内の調査しかしておりませんので、関東のほうは把握してございません。

それから、県下で実施しているところの財源、どういう財源を使ってそういった補助を単独で事業ができていのかなどというところで参考になりますのが明石市でございます。介護保険の保険者機能強化交付金、これを財源に事業を実施しているようでございます。ですから、必然的に兵庫県もですけども県下の4つの市町も対象年齢が65歳以上ということで、ちょうど介護保険の1号被保険者は対象になるということでそこら辺は統一されております。

それから、養父市、相生市、稲美町は一般財源でございます。相生市につきましては、高齢者しあわせ基金を積み立てておりましてその財源のようでございます。

そういったことで、介護保険制度の中でやるのが可能ならば太子町でも実現は可能かなという見解を持っているところでございます。周辺の動向、また県の調査結果等を踏まえまして前向きに検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 全然検討しないというわけではなく、今後そういう調査結果、また財源等を見ながら検討をしていただけるということですので、この先いろいろ期待をしていきたいと思えます。

それと、全国的には50市町ほどもう既に4月と言わずその前からやっているところが多くございました。特に関東においては2万円というお金ではなくて、例えば東京の港区でしたら補聴器の購入額上限13万7,000円、5年たてば再度保証するというすごい手厚いそういう補助制度もされております。

栃木県の宇都宮市のほうでは収入によって助成額が決まっておりますけれども、おおむね関東のほうではこの市町がやっている2万円、3万円ではなくかなりの高額が手当てをされている、財源についてはそこに行ってみないと分からないのですけれども、そういうことも調査をしていただきながら検討を重ねていただきたいと思います。

最後ですけども、聞く力低下への早期の対応をしていただき、認知症やフレイルの進行を緩やかにすることで生活の質を維持し社会参加を図れるよう、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、難聴により生活に支障が生じている高齢者に補聴器購入に係る費用の助成をいま一度、今後も検討を積み重ねていただくことを申し上げまして、この質問については終了させていただきます。

次に、2番目、ヤングケアラーの支援について。

ヤングケアラーの背景には、少子高齢化や核家族の進展、共働きの増加、家庭の経済状況の変化といった様々な問題があります。令和3年3月、参議院予算委員会で公明党の伊藤孝江参議院議員がヤングケアラーの対策推進を取り上げて以降、国は厚生労働省と文部科学省合同プロジェクトチームを発足させ、全国的な調査を実施し実態把握を進めつつ、他機関・多職種連携による

ヤングケアラー支援マニュアルというものを今年の4月22日に公表しております。

私も昨年6月に一般質問で取り上げさせていただきましたが、それ以降、国でも様々な動きがありました。この1年、町の取り組みと今後の取り組みについてお伺いいたします。

(1)国が令和3年4月に行った実態調査では、中学2年生で約17人に1人、高校2年生で約24人に1人、令和4年4月の小学6年生における調査では約15人に1人がヤングケアラーであるとの結果を公表しています。本町の実態はつかんでいるのか、割合等も分かればお答えを願います。

それから、(2)相談がしやすい体制はできたのか。

それから、(3)生活福祉部局、教育委員会部局が連携をしヤングケアラーに関する認識を深めるための研修を推進していくとの当時の答弁でございましたが、この1年、どう取り組んだのかについて答弁を求めます。

(4)国の実態調査では、中高生で8割以上がヤングケアラーという言葉で「聞いたことがない」と回答しております。また、一般国民の認知度も低いと見られておまして、社会的認知度を高めるためにも積極的な広報が必要であると思えます。太子町の取り組みについて答弁をお願いします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 私のほうから、(1)、(2)、(4)について答弁させていただきます。

まず、(1)でございます、令和4年4月末現在におきまして3件を把握してございます。福祉部門におきましては極めて深刻なケースについて把握しているものでございまして、1例は母子家庭で母が寝たきりの御家庭、それから2番目には母子家庭で母が精神的に不安定で子供が不登校の御家庭、3番目には父はいらっしゃるのですが、母が精神的に不安定で子供が母をケアしている御家庭といったところでございます。

2番目の相談体制といたしましては、ヤングケアラーに限定せず当町では子ども家庭総合支援拠点である子育て応援室におきまして、児童虐待、それからDV、不登校や生活困窮など全ての子供の権利を擁護するために必要な実情の把握に努めまして、情報の提供を行い、相談を受け、必要な支援を行っております。

具体的には、まず保育所、それから幼稚園、小・中学校、子育て支援センターや民生委員それから指導員そういった方々からの情報提供によりまして要保護児童や要支援児童の早期発見をいたします。その後ですけれども、町の保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、家庭児童相談員、そういった専門員が相談を受け、戸別訪問をしたりして実態の把握に努めます。その後、必要に応じて太子町要保護児童対策地域協議会実務者会議のほうへかけまして、そこで対応策を協議しておるところでございます。

その協議におきましては、各家庭の状況を基に専門員による定期的な訪問相談、それから各種サービスへつなぐなど支援策を決定し、経過観察を行った上で要保護児童の適切な保護、要支援児童への適切な支援を図っておるところでございます。

また、令和4年度より新たに子どもを守る地域ネットワーク強化事業といたしまして、児童家庭支援センターすずらん、こちらのほうへ委託しまして児童虐待の予防、早期発見、早期対応、再発防止を目的に、養育支援訪問事業や乳児家庭全戸訪問事業等への協力依頼、町職員、民生委員、町内事業者等を対象にした虐待対応研修の開催、要保護児童対策地域協議会、個別ケース会議等での助言、指導の依頼ができるよう準備を進めている状況でございます。

続きまして、(4)広報の方法といたしましては、ヤングケアラーという言葉を使用するのは

なく、児童虐待、DV、不登校や生活困窮など、1人で悩んでいることがあれば御相談くださいという広報を町ホームページや町広報で行っておるところでございます。

また、昨年度におきましては、子育て応援室の「そばにいます」という相談受付パンフレットを作成し、保育所、幼稚園、小・中学校へ配布する広報も行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 私のほうからは、(3)をお答えさせていただきます。

まず、教職員に対しては、該当する児童・生徒を見逃さないようにするためにヤングケアラーについての見識をさらに深めていく必要があるという認識でございます。

そのため、生徒指導担当者会等においてヤングケアラーに関する国や県の通知等について説明をしたり、また生活福祉部局と連携し、昨年兵庫県人権啓発協会が作成いたしましたヤングケアラーを題材とした人権啓発ビデオを活用した研修を今般検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ヤングケアラーの支援につきましては、前回聞いたときには件数が数件というアバウトなものでしたけれども、今回3件ということで内容も聞かせていただきました。

国で実態調査をされておりますが、割合というのはこの町には当てはまりませんか。何人に1人とか、中学で何人に1人、小学校で何人に1人、そういうことで当てはめることはできますか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 国等が公表している数値ほどの件数というのは、本町においては当たらないというふうに考えております。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、実態として上がっているのが3件ですので、そこからいうと割合を出すのがかなり難しいのかなと思います。

全体的に聞いておりますと、1年前の答弁とさほど変わらない答弁だと思いました。中身をもっと濃くしていかないといけないと思うのですけれども、実態を把握するためには早期発見・支援につなげていく、そのためには研修とか理解促進、それが必要だと思うのです。それは先ほども言われました民生委員、児童委員、それから医療・介護・福祉、それから要保護児童対策地域協議会、子ども家庭センター、ケースワーカー、いろんなそういう専門職と言われるような方がまずもってこのヤングケアラーの定義、どういう場合にはこれに当たるんだろうかというふうな研修をしておかなければならないと見つからないと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 今年度、私、民主化推進協議会のほうの助言者になっておりまして、啓発ビデオのほうでの研修を先日受けたのですけれども、ちょうどテーマがヤングケアラーでございまして、今後、各自治会等で研修材料として使われていくものと考えております。

今回、教育委員会はこのヤングケアラーを題材に啓発活動を考えてくださっておりますので、今年度の活動でかなり広く一般に広まるものと期待しておるところでございます。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 私のほうとしましても、教職員が一番子供たちに近いところにおる、その教職員の認識、見識の深さが必要ということで研修等を行ってまいりたい、例えば子供たち

の衣服の状況、持ち物、表情、行動、こういったことから家族の困り事に気づいていきたい、家族の状況を把握し、寄り添いをもって対応したい、このように考えております。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今後、認識を持って研修を行っていききたいということですが、1年の間にはしてこずにこれからするという事ですか。どう理解していいのかわかりませんか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 実際のそういった要保護・要支援児童の担当のほうに聞きますと、例えば買物でも何でもいいのですけれどもそのお子さんがいなければ家庭の中が回らないようなところがヤングケアラーだという認識でございまして、国のほうの数字でございましてけれども一般に小学生、中学生等のアンケート調査でございまして70%ぐらいが兄弟を見ているといったような状況でございまして、じゃあどこからがほんまのケアラーなのか、いや、それはお使用なのかの区別が私自身がついていないような状況ではありますけれども、早期発見についてはもっと幅広く多くの目で見ることが必要だと感じているところでございます。

限られた町職員、あるいは民生委員とか現在関わってくださっている方にも限りがございますのでなかなか難しいところではございますけれども、広く一般に広がって行って多くの人の目で早期発見できるように、そのような世の中になるようにしていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 部長が言われることはよく分かります。ただ、行政としては具体的にそれができるように体制を構築していく義務があると思うのです。ただ、希望は個人個人言えます、でも国からのいろいろな打ち出しがあります。

そこで聞きますけれども、この4月22日付の厚生労働省からの他機関・多職種連携によるヤングケアラーの支援マニュアルについてはもう既に見られておりますか。生活福祉部も教育委員会部局も。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） ダウンロードして情報としては持っておりますけれども、かなりのページ数でございましたので一部分焼いた資料を持っておるような状況でございまして。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 詳細には私のほうは承知してございません。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 4月22日ですから直近といえば直近ですけれども、ヤングケアラーがこんなに報道でも新聞でも今なされているというのは御存じですよ、そこに持ってきて事務連絡として厚生労働省から出ている、これはもう既に私でもパソコンから打ち出すことはできるのです。私もこの質問をするに当たり、それは96ページですから時間はかかります、しかしヤングケアラーを様々な状況で把握してそれに対応していこうと思ったら、せっかく厚生労働省がヤングケアラーの支援マニュアル、それも他機関・多職種連携によるヤングケアラーの支援マニュアルをつくっているのです。これについては担当課、ヤングケアラーをまず見つける部局が見ないでどうするのですかという話なのですけれども、これでは話にならないと今すごい残念に思いました。

ただ、希望を言うことは何ぼでも言えます、でも担当課として具体的にヤングケアラーを見つけて、その子が子供の権利を全うできるように進めていくのが行政の責務ではないですか。この点については今日中にでも読んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（榎野正樹） 議員のおっしゃるとおりだと思います。確かに動きとしては遅かったな

と反省しております。今年度、特にヤングケアラーという言葉が日本でもよく聞けるようになってきました、そうやって発信もされていますので、各学校園所においても取り組んでいないわけではないのです。

どこで言おうかなと思っていたのですが、遅いなと思って迷っていたのですが、今日の昼に学校園所から報告があった分をお知らせしたいと思います。

小学校で5名、中学校で1名です、現在。学校園所それぞれに把握しております。それぞれに背景は違っていますが、衣服の状態、持ち物の状態、提出物等の確認を担当が小まめに行い、変化を注意しています。家庭での状況を定期的に聞き取っています。保護者への連絡を小まめに取り、状況把握に努めています。

こういうことに注意しながら、各学校園所でヤングケアラーを見つけ出すじゃないですけども困っている子供たちにアンテナを高く張り巡らそうと今各学校園所で努力してもらっています。

以上です。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 小学校、中学校で5名、1名、この今教育長が言われました6名の中の3名は今嶋津部長が言われた件ですか、それとも足したら9になるのですか、それは分からない。

分からないようでしたらそれで構いませんけれども、1つ1つ個別に対応していかないとずさんな進め方だと、そういうヤングケアラーの支援マニュアルを読んでいないからそういうことも起こっているのかなと思ったところでございます。

姫路市では、新聞にもありましたけれどもアセスメントシートというヤングケアラーを見つけるための評価シート、それが新聞にも出ておりました。そして、先ほど言いましたこの他機関・多職種連携によるヤングケアラーマニュアルの中にもヤングケアラー早期発見のためのマニュアルが書いてあります。表情が乏しいのか、欠席が多いのか、生活のためにアルバイトをしているのか、もう細々としたチェックリストが載っています。先生方、また福祉関係の人にとってもこのシートがあればチェックをしてそれを共有できる、共有できたらその子に必要なスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか福祉の手だてをしていく、そういうことができる早期発見のためのアセスメントシートになっていますので、これを参考にして、みんながいろいろな考え方で探すのも必要でしょう、しかしある程度行政としては統一的なアセスメントシートをもってこの子に対してはどのような対応をしていくかということも必要かと思っておりますので、これもヤングケアラー支援マニュアルの中にこれは付録として載っていますのでしっかりと見ていただきたいと思っておりますし、今後、それをしっかり読んだ上で様々な生活福祉部局、そして教育部局が先生、教職員の方とかにも研修をされる場合にはしっかりと共有ができるようにお伝えをしていただきたいと思います、いかがですか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 仰せいただいたことにつきましては、教職員等に展開をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 (2)相談がしやすい体制はできたかということで、1年前も、それから中教議員も3月の一般質問でされました、その中で相談がしやすい体制については一言も答えてくれないうのです。今回、改めて質問をしました、答えとしては子育て応援室において実情の把握を行っている、これって相談窓口になりますか。

例えば、県の相談窓口ができましたよね、昨日から開始です、ヤングケアラーの窓口をつくっ

た、昨日はインターネットで出て今日は神戸新聞に出ておりました。この相談窓口には社会福祉士が常駐し、ヤングケアラーはもとより家族や学校関係者など周りの大人からも相談を受け付けるということです。そして、齋藤知事は一人で抱え込まずにぜひ周りで社会全体の中にしっかり相談をする、そういう窓口にしていきたいということも話されていました。

今日のこの相談窓口のところには二次元のバーコードがあります、これはLINEになっていて、今どき小学生でも中学生でも携帯を使います、人になかなか話ができない、でも今の状況を聞いてほしい、そのときにはこの二次元コードを読み取ると県のヤングケアラーの相談室に誰々さん、こんにちは、こういう相談はここでもいいし電話でもいいし、そしてメールアドレスも書いてありますのでそこでもいいと、それも個人情報を書かなくてもいい、自分の今の思いを書いてくださいというふうな本当に心が和むような相談窓口でした。

相談窓口制度というのはそういうことを求めているのと違いますか。行政が言われるのはヤングケアラーに取り組むための専門窓口ばかり言うているのです、太子町として相談窓口をつくる必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 兵庫県のような特化したヤングケアラー相談窓口というような個別の窓口は無理かもしれませんが、全国の自治体に努力義務化されております重層的支援事業がやがて始まりますので、その中で小さなお子様の問題から高齢者の方の問題まで総合的に相談受付や相談に乗れる強力な体制をつくっていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 子育て応援室があるように、特化するの難しくても電話番号ぐらい載せたり、LINEでの相談はなかなかまだそういう体制ができていませんので無理かもしれませんが、ここに電話したらそういう悩み事を聞いてくれるという場所をつくる必要があると思います。

この1年間、そんな専門の窓口ばかりの話で、じゃあ誰がそこに相談できるんやということは一言も触れられてこなかった、そこを反省していただいて、町でなかなかできないことはこの県の相談事業に乗っかってもいいと思います、それには太子町のホームページなり広報なりで兵庫県でもこういう窓口を開設していますよというふうな広報をしていく必要があると思いますが、それはできますか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 先ほどの答弁の中でも申しました「そばにいます」というようなパンフレットを学校園にも配布してございます。その中にはそれぞれの相談窓口、電話番号がございまして、子育て応援室としまして総合的・継続的なサポート、子供、家庭全般に係る支援をしますということで広報はしておりますけれども、何分配布ただけで御存じない方が多いようでございますので、もっと上手な広報をしていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 広報をするに当たって、先ほど部長は一人で悩まずに相談をしてくださいと、児童虐待とかそういう人に向けて「そばにいます」というふうな広報をされていると。それももちろんいいのです、ただヤングケアラーという言葉が今これだけ世間でも使われ、国のほうでもヤングケアラーの支援をしていこうというマニュアルまでつくって、来年できることも庁の中においてもこのヤングケアラーの問題を一番にやっっていこうというこのたびの予算委員会での質疑

は見られていないですよ、そしたら。いや、見ているか見ていないかだけ答えていただけたら。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） ニュースで見たぐらいで、内容の詳しいところは見ておりません。

○議長（中島貞次） 教育委員会のほうはどうですか。  
教育長。

○教育長（榎野正樹） 私もニュースで見たぐらいです。

ただ、議員、うまく言えないですけれども、ヤングケアラーばかりが今焦点になっているのですけれども、当然それは児童虐待であるとかネグレクトであるとかいろんな意味で家庭で困っている子供たちと同じですよ、同じなのです。だから、ヤングケアラーとして学校園所は具体的に取り組んではないかもしれないけれども、困っている子供たちを見つけ出すという取り組みはもうずっとずっと続けているところがございます。そのことは各学校園所は本当に頑張ってくれているということをお伝えしておきます。

以上です。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 この前の参議院の予算委員会を見ておりましたら、私もその時間は仕事ですので録画をして見ましたけれども、大変示唆のあるそういうふうな国会答弁が岸田首相のほうからもありました、しっかりと取り組んでいくということで。それを見ておられないので、関心をもうちよっと持っていたきたいなと思います。

それと、地域住民に向けたそういうヤングケアラーに関する周知の取り組み事例とかそういうことについては考えたことはないですか。先ほどのパンフレットを配布する広報をしている、そのことだけですか。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（榎野正樹） 地域住民に向けては、民主化推進協議会の取り組みとかで啓発DVDでヤングケアラーを題材にした映画を今年度放映する予定でございます。

以上です。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 人権の問題でみんなでそのビデオを見て理解をすると、広報のほうにも今年度はそのビデオを見てみんなで理解をして1人が何ができるか考えようというふうなことも書いてありましたので、そこの取り組みもそれも1つでしょう。

私が調べたほかの市町でやっているものにつきましては、ヤングケアラーへの支援のためのハンドブックを作る、それから先ほどの県の相談窓口の二次元コードを町のホームページに載せる、それから各学校、児童センター等々にポスターを掲示する、それからパンフレット、広報媒体で情報の周知を行う、学校ではヤングケアラー周知のための教材等も自前で準備をするとか、図書館においてそういう問題について本の内容のコーナーをつくる、いろいろ手だてが工夫をすればありますのでそういうことも考えていただきたいと思いますが、いかがです。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（榎野正樹） ヤングケアラーについて、子供たちに当然学校園所は焦点を当てます。ただ、肝腎なことは保護者を何とかしないと子供たちは助からないので、よくならないので、そのところは社会福祉課等とも連携しながら親御さんを助けるという部分が大事なこともなっているとと思っていますので連携を強めたいなとは思っております。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 言葉ではよく連携をするということを聞くのですけれども、今日の両方の答弁を聞いていると本当に連携ができていっているのかなというのが疑問でございます。

しっかりと人ごとではなくて連携しながら、子供たちの問題というのはいろんなことを含んでいると、包含していると思います。そこには兄弟もあり親もありおじいちゃん、おばあちゃんも出てき、いろいろな問題を子供たちからさらけ出していくというかそういう問題がありますので、しっかりと先ほどの国から出てるそういう支援マニュアルとかアセスメントシートとかも活用しながらサーチライトを当てるような思いで困っている子供たちに対応をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、国は令和4年度から3年間を集中取り組み期間と定めておりますが、そういうことは知らないですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 存じません。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 これも新聞等々でもちらちら載ってきていることなのではございますけれども、ヤングケアラーに関する認知度の向上と関係機関の職員の研修、自治体と関係機関等をつなぐヤングケアラーのコーディネーターの配置も今後国の予算で推進をされるということが言われております。

今後、国の動向に注視をしていただきまして、今後ますます専門職も必要になってくるかと思えます。養育支援のときにもなかなか募集した人が集まらないので新聞広告を出してやったりとかしたという、なかなか引っ張りだこの資格を持っておられる方々、専門職が太子町でももっとも必要になってきます、当然お金もかかってきますけれども、その点については国もしっかり手当てをしていくというふうなこの時期に来ておりますので、社会福祉士、また児童福祉司、スクールソーシャルワーカー、公認心理師、それぞれ専門職が子供のことをよく知っている、福祉にも精通している、そういう人材が必要となってきます。

その人材確保について職員の募集ということにはなってくるのですけれども、町長についてはどういうふうに考えられておりますか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 総務課や、また専門部署との相談になると思います。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 町長が言われることも分かりますけれども、町長としてリーダーシップを持って今後そういう問題に対応するためには専門職、福祉の分野だけではないので、ほかの土木や技術やいろいろありますからそれは大変だと思いますけれども、この部分も実際今人材がいない状況ですのでこれも踏まえて対応をしていく必要がありますので、よろしくお願ひいたします。

もう時間もたってまいりましたが、国のいろんな情報、他機関・多職種連携によるヤングケアラー支援のマニュアルを読んでいただいてそこからスタートをしていただき、今後の問題に対応を積極的にしていただきたいと思います。

調査によると、子供が声を上げるのは本当に難しいです、だからこそ周囲の大人が気づいてあげること、ヤングケアラーに関心を持つことが大事です。先ほどからヤングケアラーばかりに焦点を当ててという言葉もありますけれども、子供の問題の中にはいろんなことが全て包含されているということで、現在、今まで見つからなかったということに対してヤングケアラーというふうな名づけて施策を進めていることだと私は思っています。当事者の子供を支えることで、その子を支える家族も支えることができると思います。

ヤングケアラーの存在を多くの人に周知をしていただき、福祉・介護・医療・教育等の機関が  
あの子はヤングケアラーではないのかなという視点で改めて本人や家族を見直していただき、早  
期発見・把握から適切な支援につなげる取り組みをしていただきたいと思います。

誰も取り残さない社会の実現のために全力で取り組んでいただきたいと思います。と申し上げまして、一般  
質問を終了させていただきます。

○議長（中島貞次） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午後 3 時24分）

（再開 午後 3 時40分）

○議長（中島貞次） 再開します。

一般質問を続けます。

次、中薮清志議員。

○中薮清志議員 8 番中薮清志、通告に従いまして一般質問を行います。

1 つ目の質問といたしまして、「太子町の教育」について。

「広報たいし」5月号に「太子町の教育」という内容が掲載されていまして、内容について  
は、第2期太子町教育振興基本計画に基づき、特色ある教育を展開し、心豊かで自立する人づく  
りに努めるとあります。

この基本計画は多くの項目で構成されているため、掲載されているもので全てがカバーできて  
いるとは思えないため、確認いたします。

(1)「ポストコロナ社会に向けた教育の推進」と「広報たいし」5月号の記事の中にあるが、  
子供たちの成長過程においてコロナ禍の影響を大きく受けたこの2年間は大きい。これ以後、ど  
のような方針で教育を進めてどのような方向に向かえばよいと考えているのか。

(2)コロナ禍においてタブレットを持ち帰りオンラインで授業をしなかったことは何か理由が  
あったのか。

(3)学校に行きにくい子供たちへの対応は、義務教育課程のみ対応するのか、卒業して以降の  
関わり方は。

(4)一般会計で学校給食の米飯への対応予算がある。これを行ったことで給食が一品増えたり  
内容が充実したりして子供たちを笑顔にできているのか。

(5)太子町教育振興基本計画にある基本方針は平成31年3月（2019年度）に策定されている。  
もともと大きく変わろうとしていた社会がここ数年で激変した。以前とは子供たちを取り巻く環  
境が違う中で、教育長の中心にある考え方を確認する。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） まず、私のほうから2番、3番、4番について答弁申し上げます。

2番のタブレットを持ち帰りオンライン授業をしなかったことについてでございます。

タブレット端末の持ち帰りにつきましてはオンライン授業を前提としてございましたが、一定  
の期間にわたり学校閉鎖、あるいは学年閉鎖が実施された際の対応と考えております。本町にお  
いては現在大規模な閉鎖を実施するような事態には至りませんでしたので、今のところ実施して  
おりません。

しかしながら、オンライン授業につきましては学校及び家庭の環境面が整ってまいっておりま  
すので、実施に向けてさらに進めたいと思っております。

それから、学校に行きにくい子供たちへの対応についてでございます。

学校に行きにくい児童・生徒に対しまして、適応指導教室、それから東西中学校及び太田小学

校に設置しております別室少人数教室と学校が相互に連携しながら、登校及び社会的自立に向けた支援を行っております。

中学生に対しましては、卒業後の進路や将来の目標へつながる情報の提供、相談などの支援を行っております。

また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの専門家、福祉部局、要保護児童対策地域協議会などの関係機関と連携し、地域の中での見守り支援を引き続き行っております。

なお、教育委員会が行える支援としましては、義務教育課程の修了までと考えております。したがって、義務教育課程を修了した生徒につきましては、各学校から進学先、それから就職先等への申し送りによる支援の接続と地域の中での見守り支援へとつなげていくものと考えております。

4番についてでございます。給食センターの件でございます。

本年度、炊飯加工に係る費用1,850万円を一般会計から補助金として受け入れております。これは、旧給食センターにありました炊飯ラインについて新センターでは外部発注方式としたことによるものでございます。

給食メニューの内容充実をとの御意見でございます。

昨今の食材費の高騰は深刻なものでございまして、センターの職員は日々頭を悩ませているところではございますけれども、子供たちに栄養価の高い安全・安心な給食を届けたいとの思いで日々奮闘しております。また、季節や年間行事の中で子供たちが笑顔になるような一品も追加したい、そういった願いで検討してまいります。

引き続き、子供たちに喜んでもらえるおいしい給食を提供できるよう、日々努力を重ねてまいります。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（榎野正樹） 私のほうからは、1番と5番について併せて答弁いたします。

コロナ禍の2年間は、子供たちの成長過程においてある意味取り返しがつかないほど多大な影響を与えたのではないかと危惧しております。学校園所における行事の中止や縮小、給食時間の絶対会話禁止の黙食の徹底など、日常生活だけでなく学校園登下校から多くの制限が設けられる中で子供たちは生活しております。そして、いまだ収束とは言えない状況が続いております。

今後は、既に定着をしております学校園所での感染防止対策を引き続き徹底しながら、幼児・児童・生徒の健やかな学びを保障するためにコロナ禍での取り組みの成果を生かしつつ教育活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

具体的な取り組みの例といたしましては、これまでの対面や集団活動による取り組みの中にICTを効果的に活用することで子供同士の意見交流や情報共有を効率よく行い、他者との関わりを通して主体的・対話的で深い学びを進めてまいりたいと考えます。

また、他者との交流や体験を通じた学びも重視してまいります。外部の人材を招いた学習や他者との触れ合い、交流の機会が今激減しております。他者と交流する活動、協働する活動、実際に体験する活動は、人間的な触れ合いを通して互いの理解や絆を深めることや人間性を育むことにおいて必要不可欠であると考えております。

新型コロナ以前の生活に戻すことはできません。むしろ、コロナ禍から学んだことを生かしつつ、子供たちが環境や他者と関わりながら自立に向けて成長していく教育を進めてまいりたいと思います。

特に5番についてです。

町の教育振興基本計画、教育基本理念にあるように、教育の究極の目標は自立です——この場合の自立は立つもあるし律するもある、この自立です——つまり、親やほかの人や物に頼らず独り立ちできる、自分で考え自身をコントロールできるということです。

コロナ禍の対応では、学校行事や授業や様々な活動がいや応なしに中止・縮小・自粛を余儀なくされました。でも、これらもいように考えれば確かにリモートや書面で済むことがあるのだということも分かりました。逆に、肝心なことや大切なことはタブレット画面やアクリル板越しや書面でだけでは伝わらないのだ、駄目なのだということも分かりました。

そして、教育の肝心な部分がそうであるということが明確になったと思います。肝心なことは目には見えないということをさらっと言うのは、昔読んだ「星の王子さま」の狐が言った言葉です。肝心なことってじゃあ何だとなったときに、愛情だとか信頼だとか気持ちを相手に伝えることだとか、つまりよりよい人間関係のつくり方などです。

これからも課題は山積ですが、ICT教育の推進利活用と併せて太子町の子供たちに自分で考え気持ちを伝える力やピンチをチャンスに変える力、逆境からはい上がる力、失敗を経験に変えられる力、そんなたくましく生きる力を育てていくということが太子町教育の根幹としたいと私は考えております。

以上です。

○議長（中島貞次） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 その中でまた何点か確認したいと思います。

タブレットの件をまず聞きますが、タブレットの件で持ち帰りですとせずにならざるが今後実施に向けて進めたいということなのではございますけれども、御自宅での環境ですとかWi-Fi環境とか、あとはプリントアウトしないといけないとかってなった場合にコピー機が必要だったりとかそういったことも出てくるかと思っておりますので、そういったところに対しても使っていく上では配慮した取り組みを考えていってもらいたいなというふうに思うのですけれども、そういったところへの配慮というのはどういった形で、気持ちとしてこうやっていくよということでも結構なのですがどう考えられていますか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） タブレット端末の各家庭でのWi-Fi環境については、これも随時調査をしてございます。最近調べた調査におきましては、数%の方がまだ環境が整っていない、大半が整っているという状況でございました。また、プリンターがないおうちにつきましてはもう少し割合が増えてございます。

ただ、プリンター等につきましては、例えば学校のものであったり学校が配布したり、例えばコンビニ等で打ち出しも可能なようでございますので、そういった工夫というのが必要になる御家庭も一部あるのかなというふうには考えてございます。

前年度までにルーター等を購入はいたしておりますけれども、これについても各家庭でのプロバイダー使用料というのはかかってまいりますので、その辺を御家庭に御負担いただくのか行政がどの程度まで関与できるかというのはまだ詰め切れていないところにあるものでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 アンケートなどでそういうふうな形で確認を取っているということですので、そこは十分今お話の中であったように配慮していただいてサポートをしていただければなというふうに思います。

また次に、学校に行きにくいお子さんたちのその後なのではございますけれども、教育委員会として義務

教育課程までということなのですが、その後、御本人さんの意向とかもあるかとは思いますが、直接のサポートではなくてもいいのですけれども気持ちも考えて声かけなどをしたりとか気にしているよということはお本人さんの意思も確認しながらにはなるかと思うのですけれども伝えていって、いつでも来たらいいんだよみたいなぐらいの感覚というかつながりというのは引き続き持っていてあげてほしいなというふうに思うのですけれども、そのあたりはいかがですか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 御家族にはいろいろな環境、状況等がございまして、まずおうちから出れないという子供たちもおるとするのは事実でございます。まずそこからの対応ということで、学校には行けない、しかしながら適応指導教室、まずここまで足をお運びいただいて家から出る、1日のリズムを整える、こういったところから始めてございます。

そこで子供たちと寄り添い、話し合い、学校に戻れるということをして1つの目標として子供たちの気持ちを酌んでやる、学校に行ければよろしいのですが、それが最終的なゴールではございませんので適応指導教室で終わる子供もございまして、学校に復帰できる子供も当然ございまして、子供たちの思いに寄り添った気持ちというのが我々に求めているところではないのかなというふうに考えております。

○議長（中島貞次） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今では将来のことについてもいろいろな選択肢を選択できるかと思っております。今おっしゃられていたように、学校にそのまま戻って一緒にまたできれば一番ベストなのかもしれませんがそれでもそれが絶対的だということでもないかと思っておりますので、その方に合ったサポート体制の構築ですとか、さっき話の途中にもありましたが情報の提供等をしていきますということなのでそういったサポートというのを引き続きやっていただきたいなというふうに思うのですけれども、そこに関してはどうですか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 仰せのとおりでございまして、子供たちの状況に合った情報の提供を、それから指導等を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○議長（中島貞次） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 給食の件に次移りたいのですけれども、給食の件については以前の一般質問の中で子供たちがコロナ禍でなかなか学校に行っても楽しみがないですとか、今さっき教育長からもあったように黙食で大変だということで、そこに1つ何かプラスで楽しみができればいいなということをお前に一般質問でさせていただきました。

その流れもあってなのかなどうか分らないのですけれども僕はプラスワンという形で思っていたのですが、米飯のほうのサポートをすることによってという形で子供たちが食べる給食にプラスになっているのかなというふうに感じたので今回質問をさせてもらったのですけれども、それについては先ほど答弁がありましたが、最近フェイスブックなどに上がってくる写真を見ても少し変わったのかなというふうにはこれはあくまでも個人的には感じているのですけれども、そういった声とか子供たちの反応とかというのは何かありましたか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 議員御覧いただいとおり、フェイスブック等にできるだけ工夫して御家族の方にも、それからおうちに帰ってお子様も御家族の方とお話ができるような情報提供に心がけようと、子供たちにとって一番の思い出となれるような給食でありたいと職員が熱意を込めて作り上げておるといってございまして、これからも御家族の方から好評いただけるように努力してまいります。

○議長（中島貞次） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今の次長の先ほど言われた気持ちのところはすごい素晴らしいことだと思うので、それは引き続き作業をされていらっしゃる方、また給食の献立を考えられていらっしゃる方、皆さんと共有してやっていただきたいなというふうに思います。

給食でいくと安心・安全の給食というのが前提になってくるかと思うのですが、新給食センターになってアレルギー対応というのがされているかと思うのですが、アレルギー対応はもう世の中ではある意味当然になってきているのではないかなというふうに思うのですが、これからは食材の安全性にも目を向けていく必要があると思うのですが、その中で先ほど食材費の高騰が今あるというのもあったのですが、そういったことも含めて課題とかそういうふうなことに對しての考え方というのはどういった考えなのでしょう。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 大前提といたしましては地産地消でございます。お米、野菜、魚等々が地産地消、もしくは近隣の地域で調達できたものということを心がけております。しかしながら、皆さん御存じのとおり昨今の食材の高騰、先日も三千数百品目が値上がりするというような情報がテレビ等々でうたっておりましてけれども、工夫等を重ねて決して粗悪なものにならないようにクオリティーを下げずに安全なものを提供するというで頑張ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中島貞次） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 もう言われることはそうだと思うので、なかなか大変だと思います、給食もすごい物量もありますし家の御飯だけでも大変な中で給食というと全部ちゃんとそろえていかないといけないところがあるかと思っておりますので大変だと思いますが工夫していただいて、写真とか、あとお子さんの評判が下がらないようにだけしていただきたいなというふうには思いますので、そこはしっかりやっていただきたいなと思います。

あと、教育長のほうのお話の中でといいますか、子供たちがこういうコロナ禍でありながらも一生懸命頑張っているいろいろ取り組んでいるかと思うのですが、その子供たちの取り組みや頑張りを応援するに当たって、部活動の運動部では県大会以上での大会参加への補助などが出ると思うのですが、文化部への補助というのはどういった形になっているのかというのを確認したいのですが。どこで表現されているのかというところで。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（榎野正樹） 文化部の活動、特には吹奏楽部になるのです、吹奏楽部にとっては発表の場を例えば一回でも文化会館で発表できるように使えるように考えたいとは思っております。

以上です。

○議長（中島貞次） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 文化部と運動部、部活だけではなくてこういうときに児童・生徒の取り組みや頑張りを分け隔てなく不公平を感じないようなサポート体制の構築を今後一層目指していただきたいなというふうに思っています。

先ほど来からあります「広報たいし」5月号の中での人生100年を通じた学びの推進の中で、「する・みる・ささえる」スポーツ環境づくりの推進で健やかな体を育成するというふうにあります。そこでは運動部など元気で目標に向かって頑張る子供たちの応援を、また学びの場として社会教育施設の充実ともあります、そこでは文化部などが発表する機会を今のお話ではないのですが今以上につくり出して環境や制度の整備をしていただきたいと思うのですが

も、同じような回答になるかもしれませんがそこについてはいかがでしょうか。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（榑野正樹） おっしゃるとおりだと思っています。特にコロナ禍の今において、これから収束を目指す子供たちにおいて今までできなかったこととかやりたくてもできなかったこと、それがどんどんできる場をこちらが提供していかなければならないなと思っております。

以上です。

○議長（中島貞次） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 今回の質問で教育長の思うところですか教育委員会の考えというのを聞いてよかったなといいますか安心しました。

今と昔では状況が大きく違っていることを認識していただいて、していただいているかとは思いますが、子供たちが夢や目標を持てるように今後もサポートを続けていってもらいたいと思っております。それが誰のためのことなのか、誰のためであるのかということのをいま一度しっかりと考えていっていただきたいなというふうに思うのですけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（榑野正樹） 誰のためにですか。

○議長（中島貞次） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 そういうサポートをしていただくことが、それが誰のためにつながっていくのかという、僕が言ったらあれなのですけれども子供たちのためにということになるかなと思っておりますが、その答えを。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（榑野正樹） 先に言われてしまいました。もちろん子供たちのためです、子供たちのためということは町のためです、町の未来のためだと思っております。

○議長（中島貞次） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 その言葉を聞きたくというか言っていただけるものだと信じて質問させていただきました。

1つ目の質問に関しましては、これで終了いたします。

続きまして、経済対策についてですけれども、新型コロナウイルスの影響を受けて町内の事業者の中には大変な思いをされている方もおられるのではないかと思います。今後は経済を復活させ、町のさらなる活性化に向けて進んでいかなければならないと考えますが、町の考えを確認いたします。

(1)町としての今後の基本的な方針と、経済の活性化に向けた具体的な対策は。

(2)他市町で導入されている企業へのDX推進補助金、太子町では補助金の在り方なども含めて今後どのような方針で進めていくのか。

(3)今回、新型コロナウイルスの影響により落ち込んでいる地域経済の活性化を図るため発行した商品券について、まだ使用期間中だが現状で聞こえてきている声などはあるか。ちなみに、個人的な見解といいますか私の周りでは好評で、またこのようなことがあればいいのという声が多かったというのだけは付け加えさせていただきます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） まず、1番目のことにつきまして回答させていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、命を守ると共に医療体制の崩壊を防ぐためワクチン接種を推進すること、また感染の波の高さを抑え、社会や経済の機能を維持、活性化させるこ

とが基本であると考えております。

特に社会経済の動きは以前のように強い規制をかけることは難しい状況となっており、感染防止対策に努めながら社会を停滞させないことが今後の大きな課題であると認識をしているところであり、太子町お店応援商品券事業の実施により町内での消費促進による業績回復と、町民の方々への経済支援の効果も含め両面からの町の経済の回復に努めているところでございます。

商工会、金融機関等から広く町の地域経済の動向を調査し、新型コロナウイルス感染症による影響が大きい、また長引いている業種の把握に努めているところでございます。

今後、燃料油等の高騰などが言われておりますので、社会情勢の変化を見極め、事業者に必要な支援の検討を行っていく予定です。

また、土地利用の観点からは、令和3年度太子町土地利用基本計画の見直しを行い、市街化調整区域全域の土地利用方針、誘導方針を定めました。今後は、各地域の計画に位置づけた事業や施策を推進していくために土地利用実現化検討業務委託を発注し、少子高齢化、人口減少を踏まえ、活力ある社会を維持し、雇用創出による人口流出の抑制や地域経済の活性化を目指し、特別指定区域制度等の検討を行ってまいります。

すぐに経済効果は見込めませんが、町の将来像を描き、民間活力の導入を見据えながら本町の活力につながる企業誘致も念頭に、面的な土地利用の実現や用途変更等による土地利用も図ってまいりたいと考えております。

続きまして、(2)DX推進補助金の関係でございます。

本年1月の改正電子帳簿保存法による2年間の猶予期間の終了が迫る中、DXの推進は急務であると認識をしております。当町においても、昨年度から補助制度について太子町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく協議会において検討を重ねているところでございます。どの程度の費用で経理システムを導入できるかの傾向が不明であったため動向を注視しておりましたが、国の補助制度の概要が明らかになったので当町で国の補助制度の事業者負担について検討し、条例に基づく協議会の場でも事業者等の声を把握し検討を進めてまいります。

(3)商品券事業についてでございます。

過去に実施した商品券事業で使用できる店舗登録をいただいた185店舗を超え、現在195店舗でお使いいただけるようになっております。

また、5月1日の使用開始から5月末までで2,742万7,000円の換金請求があり、使用率は20.3%となっております。

商工会の調査においては事業の継続を求める声が届いており、また多くの事業者が以前の事業から継続して登録をいただいていることから業績の回復に一定の後押しがあると判断いただいていると思われ、また使用開始早々の高い使用実績から配布された商品券は購買意欲の増加による経済効果に加え、住民の方々への物価高に対する経済的な支援という副次的な効果の現れもあると考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 すみません、さっきのちなみに個人的な見解で私の周りではというのは、事業者のほうじゃなくて使用者のほうの利用されていらっしゃる住民の方からの声ということで御理解いただければと思います。

DXの補助金に関しましては今協議の場で検討するというふうにあったのですけれども、会議があるかとは思いますがその場でそこにいらっしゃる方々の意見をしっかりと聞いていただいて今後の方針を出してしっかりと打ち出していきたいと思っております。特にあれなのですけ

れども、そういった形で思いますのでしっかり検討していただきたいなというふうに思います。

また、この商品券に関しましては、今さっきのパーセンテージもありましたが期間としては7月31日までかと思しますので、ただ使い忘れとかが出てくる可能性がありますので頻繁にそういうお忘れのないようにという御案内は出していただきたいなというふうに思うのですけれども、注意喚起を出してもらえればなというふうに思うのですけれども、そのあたりについてはどうでしょうか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 3カ月間の使用期限というものがございますので、町の広報紙等を活用して、ホームページを活用して使い忘れ等がないように御案内のほうをさせていただき予定でございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 事業者、また個人の消費の回復というところをしっかりと、個々の生活に物価高なども影響しているかと思しますので、そういったところを国、県の予算等々も活用しながらしっかりサポートできるような体制を今後もつくっていただきたいなというふうに思いまして、一般質問のほうは終了させていただきます。

○議長（中島貞次） 以上で中薮清志議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第2 請願第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長（中島貞次） 日程第2、請願第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

ただいま上程中の請願第5号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり福祉文教常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月3日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午後4時15分）